

## 第16回京都海区漁業調整委員会 次第

令和5年7月21日午後2:00～  
京都府水産事務所 研修室

### 1 開 会

### 2 議 案

第1号議案 特定水産資源（くろまぐろ）に関する令和5管理  
年度における知事管理漁獲可能量について（諮問）  
【第1号議案資料】

第2号議案 京都府海面における第15次漁場計画の作成に  
ついて（諮問）  
【第2号議案資料】

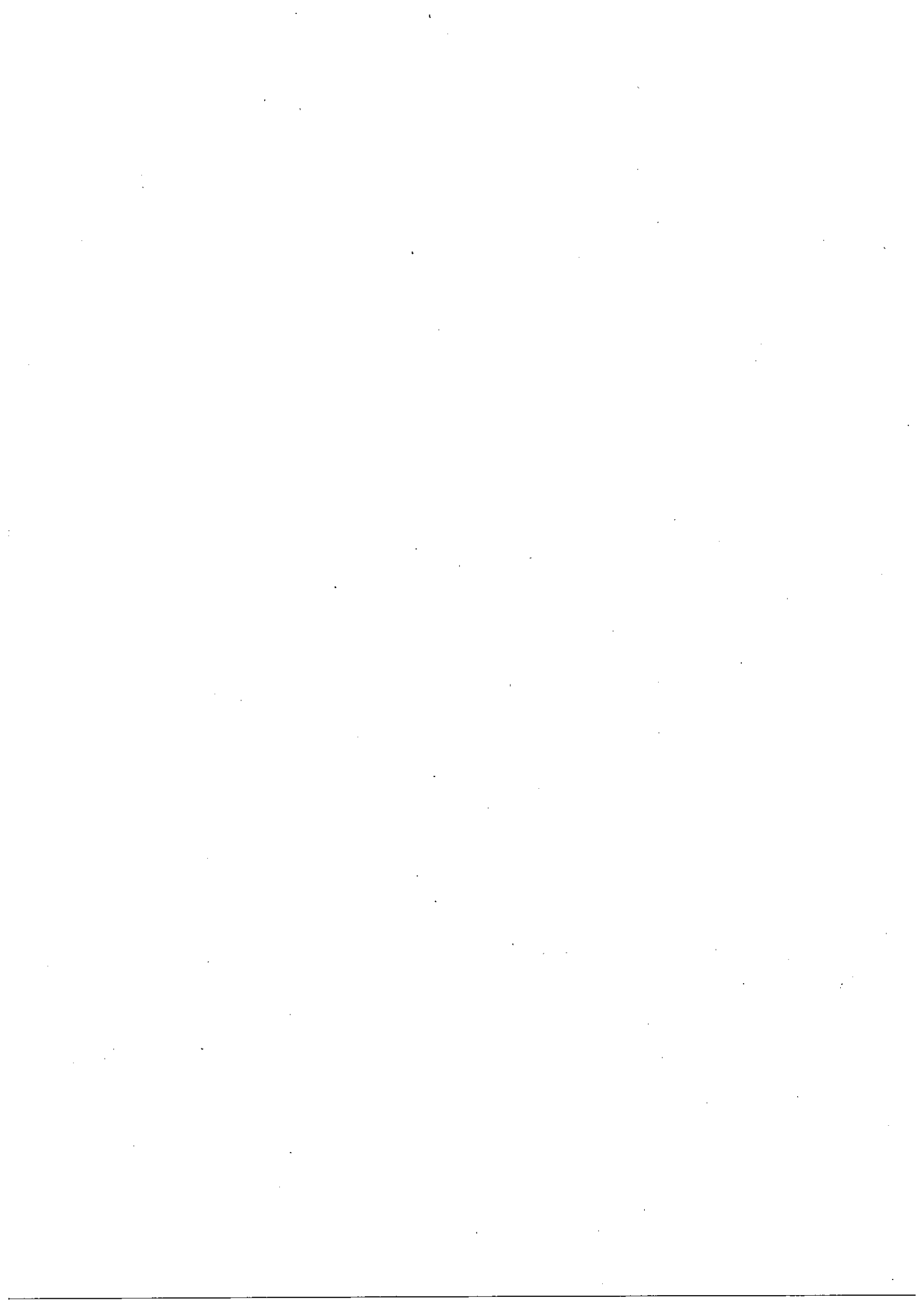
第3号議案 公聴会の開催日程について  
【第3号議案資料】

### 3 報告事項

(1) 令和4年漁期「資源管理の状況等の報告」について  
【報告事項(1)】

### 4 その他

### 5 閉 会



## 第 22 期 京都海区漁業調整委員会委員名簿

任 期 令和 3 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで

役職	氏 名	備 考
会 長	葭矢 護	公益財団法人京都府水産振興事業団理事長
副会長	八木 一弘	伊根地区 釣漁業 (元) 京都府漁業協同組合理事
委 員	津田 嘉春	舞鶴地区 釣漁業 京都府漁業協同組合理事
委 員	川崎 芳彦	舞鶴地区 養殖業 京都府漁業協同組合総代
委 員	狩野 安德	宮津地区 定置網漁業 (前) 栗田漁業生産組合組合長理事 京都府信用漁業協同組合連合会代表監事
委 員	石倉 尚正	伊根地区 定置網漁業 有限会社新井崎水産取締役
委 員	村岡 繁樹	京丹後地区 定置網漁業 湊漁業株式会社代表取締役社長
委 員	益田 玲爾	京都大学フィールド科学教育研究センター教授
委 員	池田 香代子	株式会社「とと屋」女将
委 員	吉本 秀樹	伊根町長

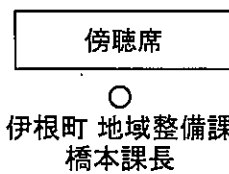
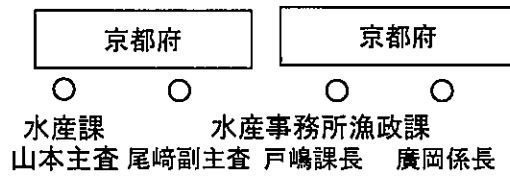
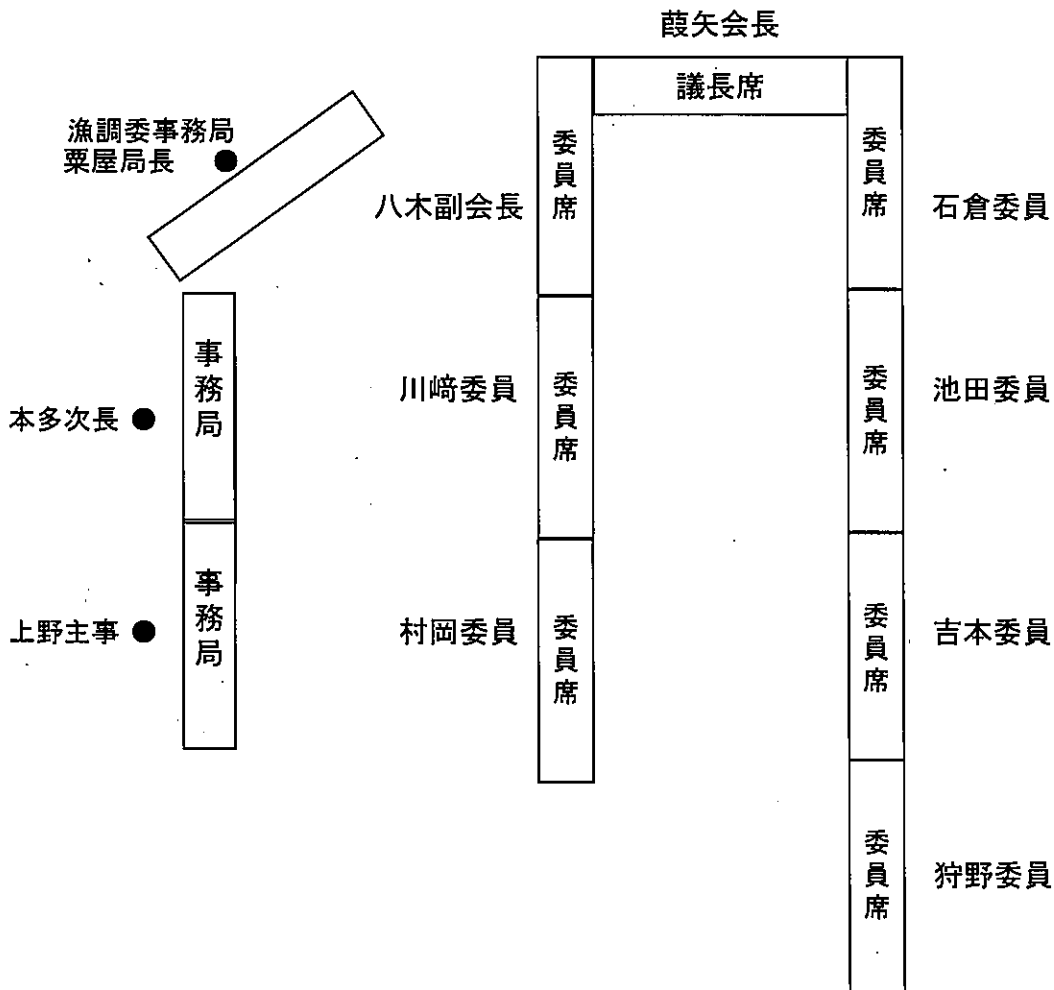


第22期京都海区漁業調整委員会

(第16回 委員会配席図)

令和5年7月21日(金)午後2時00分から

水産事務所 3階 研修室





第1号議案 特定水産資源（くろまぐろ）に関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量について（諮問）

【理 由】

京都府知事から諮問がありましたので、答申に向けて御審議をお願いします。

【添付資料】

資料1-1 特定水産資源（くろまぐろ）に関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量について（諮問）

資料1-2 令和5管理年度におけるくろまぐろの追加配分について





5漁調委



資料1-1

5水第372号  
令和5年7月20日

京都海区漁業調整委員会  
会長 葭矢 護 様

京都府知事 西脇 隆徳



特定水産資源（くろまぐろ）に関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量について（諮問）

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定により定める、特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚））に関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量を、下記のとおり変更することについて、同条第5項で準用する同条第2項の規定により諮問します。

記

特定水産資源	知事管理区分	変更後
小型魚 (33.0 t)	定置漁業	29.8 t
	漁船漁業等（日本海）	1.0 t
	漁船漁業等（その他海域）	0.1 t
	留保	2.1 t
大型魚 (28.4 t)	定置漁業	25.45 t
	漁船漁業等（日本海）	0.1 t
	漁船漁業等（その他海域）	1.62 t
	留保	1.23 t

担当	水産課漁政企画係 水谷
TEL	075-414-4996



## 令和5管理年度におけるくろまぐろの追加配分について

## ○追加配分（国留保枠からの配分等）の内容

- ・配分数量は小型：+11.3トン、大型：+4.4トン（合計）小型 33.0トン、大型 28.4トン
- ・当該数量を府内各区分に配分するにあたり、  
   小型魚：府内漁獲・放流のほぼ全てを占める定置漁業へ全量配分  
   大型魚：直近の確定値である令和3管理年度漁獲実績を基準として配分
- ・具体的な配分数量は下表のとおり

特定水産資源	知事管理区分	配分量	追加配分後
小型魚 (33.0 t)	定置漁業	+11.3 t	29.8 t
	漁船漁業等（日本海）		1.0 t
	漁船漁業等（その他海域）		0.1 t
	留保		2.1 t
大型魚 (28.4 t)	定置漁業	+3.95 t	25.45 t
	漁船漁業等（日本海）		0.1 t
	漁船漁業等（その他海域）	+0.42 t	1.62 t
	留保	+0.03 t	1.23 t

## ○上記配分に対する関係漁業者の意見

- ・放流に伴うクロマグロ以外の魚種の漁獲機会の逸失等が考慮されていない（京都府漁協）
- ・本府沖合を操業海域としない漁業者も本府管理としていることに疑義がある（京都府漁協、定置漁業者）

## ○意見を踏まえた本府の対応

漁獲機会の逸失等の評価は現状困難であること、引き続き、国に対し、漁獲枠の確保と操業海域を踏まえた適切な管理体制の構築を要望していくことを説明

⇒上記案に一定の理解を得られた



第2号議案 京都府海面における第15次漁場計画の  
作成について（諮問）

【理 由】

京都府知事から諮問がありましたので、答申に向けて御審議を  
お願いします。

【添付資料】

資料2-1 京都府海面における第15次漁場計画の作成に  
ついて（諮問）

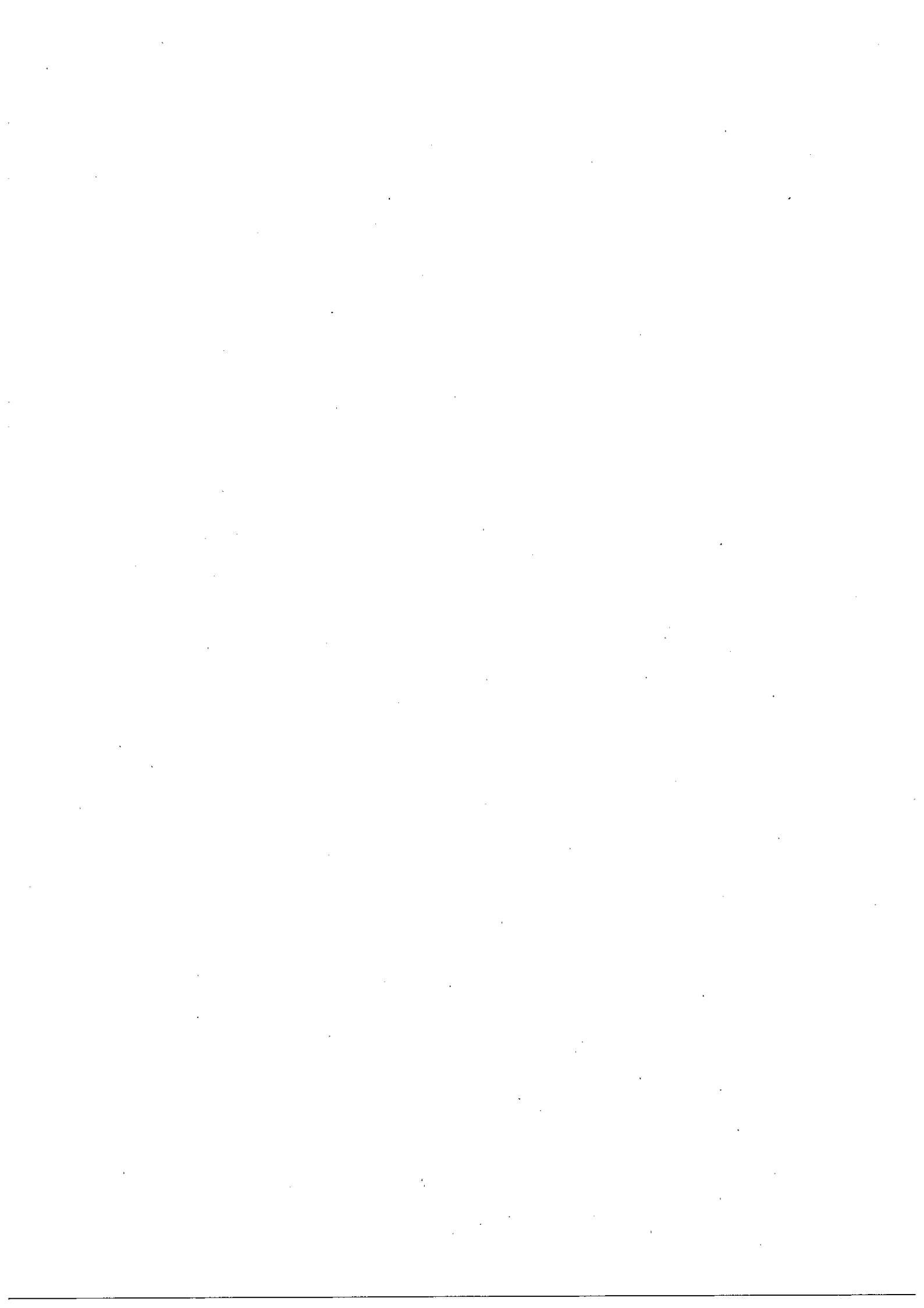
資料2-2 第15次漁場計画案について

資料2-3 共同漁業権個票

資料2-4 区画漁業権個票

資料2-5 定置漁業権個票

資料2-6 第15次海区漁場計画案（共同・区画・定置漁業権）



漁調委



資料2-1

5水第371号  
令和5年7月19日

京都海区漁業調整委員会  
会長 葭矢護様

京都府知事 西脇 隆俊



京都府海面における第15次漁場計画の作成について(諮問)

京都府海面における第15次漁場計画を別添資料のとおり作成したいので、漁業法(昭和23年法律第267号)第64条第4項の規定により、諮問します。

担当	京都府農林水産部水産課 漁政企画係 山本主査
連絡先	075-414-4992





## 第 15 次漁場計画案について

### 1 漁場計画（素案）

- ・ 「第 15 次海区漁場計画策定のための基本的な考え方」と、漁業関係者からの要望調査等を踏まえ、原則、現行どおりの類似漁業権を設定
- ・ 「適切かつ有効に活用」されておらず、今後活用が見込めない定置 2 件と区画 5 件は廃止し、新たに要望があった 6 件の区画については新規漁業権を設定
- ・ 令和 5 年 3 月 29 日～4 月 28 日において、京都府ホームページ上で、漁場計画素案について利害関係人の意見聴取を実施し、意見の提出はゼロ

漁業権	第 15 次海区漁場計画（素案）の内容	備考
共同	27 件の類似漁業権を設定（団体）	現行と同数
区画	41 件の類似漁業権、6 件の新規漁業権を設定（団体）	現行は 46 件 （5 件廃止）
定置	27 件の類似漁業権を設定（個別）	現行は 29 件 （2 件廃止）

### 2 共同漁業権

#### （1）漁場計画数

	現行免許数	15次漁場計画		素案からの増減
		（素案）	（案）	
府全体	27件	27件	27件	0

#### （2）素案からの変更事項等

##### ■漁業種類

- ・ 第一種（定着性資源）において、かめのて（第 3 号ほか）、あかもく（第 23 号）など地元要望を踏まえて魚種を追加
- ・ 第二、三種（網漁具等）では、実態がなく要望もなかった、くろだい飼付漁業（第 8 号）、つきいそ漁業（第 16 号）を削除

##### ■関係地区

- ・ 第 22 号において、定款における組合地区、組合員の居住実態に適合するよう、地区を変更

##### ■漁場の区域

- ・ 基点の座標（参考値）を、1/10 秒表記から 1/100 分表記に変更

### 3 区画漁業権

#### (1) 漁場計画数

	現行免許数	15次漁場計画		素案からの増減
		(素案)	(案)	
府全体	46件	47件	45件	△2件

#### (2) 素案からの変更事項等

##### ■漁業権

- ・ 新規漁業権としてあげていた6件のうち、1件（素案第32号：伊根町日出、介類）について、行使の見込みがなくなったため削除
- ・ 類似漁業権としてあげていた41件のうち、1件（素案第27号：宮津市小田宿野、魚類）について、行使の見込みがなくなったため削除

##### ■漁場の区域

- ・ 地元調整の結果、6件（舞鶴市3件、宮津市3件）の漁業権で漁場の区域を修正（類似漁業権の範疇として修正するもの）

### 4 定置漁業権

#### (1) 漁場計画数

	現行免許数	15次漁場計画		素案からの増減
		(素案)	(案)	
府全体	29件	27件	27件	0

#### (2) 素案からの変更事項等

変更点なし

### 5 その他

#### (1) 団体免許についての整理

- ・ 旧漁業法においては、府内の区画漁業権は全て、団体免許が優先される特定区画漁業権（小割式魚類養殖、垂下式貝類養殖など）
- ・ 法改正によりこの優先順位が廃止され、既存漁業者が水域を有効に活用している場合は活用漁業権として継続利用を優先し、それ以外の漁業権については、地域の水産業の発展に資するかどうかを総合的に判断することが法定
- ・ 府としては、共同漁業権内にある区画魚漁業権については、共同漁業権者との船舶の

安全航行や区画区域での共同漁業の扱いといった調整が適宜必要となるため、府漁協への団体免許が最も効果的に漁場を活用できると考える。

## (2) 府県境の共同漁業権の境界について

### ■兵庫県との境界について

- ・ 既に合意済みの府県境の基点における座標（参考値）について、兵庫県は 1/100 分での表記を採用
- ・ 府県境について、兵庫県と府が異なる単位で座標を併記すると、第三者から、それぞれ異なる点を示していると誤解される可能性があるため、府も 1/100 を採用

### ■福井県との境界について

- ・ 府県境については「未確定」のみであり、基点も「京都府、福井県 境界」と表記
- ・ 引き続き調整を続けることとし、第 15 次漁場計画においては両府県とも座標表示をしないことで調整



## 共同漁業権

## 第1 共同漁業権の内容となる事項

※括弧書きで併記している緯度経度座標は参考値を示す。

(その1)

## 1 公示番号

京共第1号

## 2 免許の内容たるべき事項

## (1) 漁場の位置

舞鶴市字田井の地先

## (2) 漁場の区域

次の京共基2号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ及び京共基1号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

京共基1号 京都府、福井県境界

京共基2号 舞鶴市字田井、字成生境界

(北緯 35 度 34. 32 分、東経 135 度 26. 99 分)

ア 京共基3号から真方位 139 度 31 分 470 メートルの点

(北緯 35 度 34. 45 分、東経 135 度 27. 23 分)

イ 京共基4号から真方位 147 度 03 分 897 メートルの点

(北緯 35 度 34. 66 分、東経 135 度 27. 68 分)

ウ 京共基4号から真方位 93 度 54 分 1, 414 メートルの点

(北緯 35 度 35. 01 分、東経 135 度 28. 30 分)

エ 京共基5号から真方位 67 度 35 分 515 メートルの点

(北緯 35 度 35. 60 分、東経 135 度 28. 15 分)

オ 京共基6号から真方位 80 度 55 分 709 メートルの点

(北緯 35 度 36. 28 分、東経 135 度 28. 23 分)

カ 京共基6号から真方位 27 度 49 分 1, 248 メートルの点

(北緯 35 度 36. 82 分、東経 135 度 28. 15 分)

キ 京共基7号から真方位 353 度 15 分 1, 000 メートルの点

(北緯 35 度 36. 88 分、東経 135 度 28. 61 分)

ク 京共基7号から真方位 83 度 15 分 1, 500 メートルの点

(北緯 35 度 36. 44 分、東経 135 度 29. 68 分)

ケ 京共基1号から真方位 23 度 20 分 1, 200 メートルの点

(北緯 35 度 34. 05 分、東経 135 度 29. 53 分)

(3) 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	
第一種共同漁業	あわび漁業	1月1日から12月31日まで	
	さざえ漁業		
	かき漁業		
	いがい漁業		
	ばいがい漁業		
	にないがい漁業		
	なまこ漁業		
	たこ漁業		
	うに漁業		
	かめので漁業		
	わかめ漁業		2月1日から7月31日まで
	もずく漁業		3月1日から8月31日まで
	てんぐさ漁業		1月1日から12月31日まで
のり漁業	9月1日から翌年4月30日まで		
えごのり漁業	2月1日から10月31日まで		
いぎす漁業	5月1日から8月31日まで		
あかもく漁業	1月1日から12月31日まで		
第二種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで	
	いそうお刺網漁業		
	えび・かに刺網漁業		
	いそうおかごなわ漁業		
	いそうおもんどり漁業	1月1日から8月31日まで	
	かわはぎのせ網漁業	7月1日から11月30日まで	

3 関係地区  
舞鶴市字田井

4 類似・新規の別  
類似漁業権（現行免許どおり：京共第1号）

5 条件  
なし

(その2)

1 公示番号  
京共第2号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁場の位置

舞鶴市字成生の地先

(2) 漁場の区域

次の京共基2号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及び京共基6号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

京共基2号 舞鶴市字田井、字成生境界

(北緯 35 度 34. 32 分、東経 135 度 26. 99 分)

京共基6号 舞鶴市字成生、字野原境界

(北緯 35 度 36. 22 分、東経 135 度 27. 76 分)

ア 京共基3号から真方位 139 度 31 分 470 メートルの点

(北緯 35 度 34. 45 分、東経 135 度 27. 23 分)

イ 京共基4号から真方位 147 度 03 分 897 メートルの点

(北緯 35 度 34. 66 分、東経 135 度 27. 68 分)

ウ 京共基4号から真方位 93 度 54 分 1, 414 メートルの点

(北緯 35 度 35. 01 分、東経 135 度 28. 30 分)

エ 京共基5号から真方位 67 度 35 分 515 メートルの点

(北緯 35 度 36. 60 分、東経 135 度 28. 15 分)

オ 京共基6号から真方位 80 度 55 分 709 メートルの点

(北緯 35 度 36. 28 分、東経 135 度 28. 23 分)

カ 京共基6号から真方位 27 度 49 分 1, 248 メートルの点

(北緯 35 度 36. 82 分、東経 135 度 28. 15 分)

キ 京共基6号から真方位 353 度 15 分 1, 000 メートルの点

(北緯 35 度 36. 76 分、東経 135 度 27. 68 分)

(3) 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
第一種共同漁業	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	
	かき漁業	
	いがい漁業	
	ばいがい漁業	
	にないがい漁業	
	なまこ漁業	
	たこ漁業	
	うに漁業	
	かめのて漁業	
	わかめ漁業	
もずく漁業	3月1日から8月31日まで	
てんぐさ漁業	1月1日から12月31日まで	
のり漁業	9月1日から翌年4月30日まで	
えごのり漁業	2月1日から10月31日まで	
いぎす漁業	4月1日から8月31日まで	
第二種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
	いそうお刺網漁業	
	えび・かに刺網漁業	
	いそうおかごなわ漁業	
	いそうおもんどり漁業	1月1日から8月31日まで
かわはぎのせ網漁業	1月1日から12月31日まで	

3 関係地区  
舞鶴市字成生

4 類似・新規の別  
類似漁業権（現行免許どおり：京共第2号）

5 条件  
なし



(その3)

1 公示番号  
京共第3号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁場の位置

舞鶴市字野原の地先

(2) 漁場の区域

次の京共基8号、ア、イ、ウ及び京共基6号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

京共基6号 舞鶴市字成生、字野原境界

(北緯 35 度 36.22 分、東経 135 度 27.76 分)

京共基8号 舞鶴市字野原、字小橋境界

(北緯 35 度 34.20 分、東経 135 度 24.78 分)

ア 京共基8号から真方位 345 度 45 分 1,000 メートルの点

(北緯 35 度 34.72 分、東経 135 度 24.61 分)

イ 京共基9号から真方位 313 度 15 分 1,000 メートルの点

(北緯 35 度 35.39 分、東経 135 度 24.86 分)

ウ 京共基6号から真方位 353 度 15 分 1,000 メートルの点

(北緯 35 度 36.76 分、東経 135 度 27.68 分)

(3) 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	
第一種共同漁業	あわび漁業	1月1日から12月31日まで	
	さざえ漁業		
	かき漁業		
	いがい漁業		
	ばいがい漁業		
	にないがい漁業		
第一種共同漁業	なまこ漁業	2月1日から7月31日まで	
	たこ漁業		
	うに漁業		
	かめのて漁業		
	わかめ漁業		2月1日から7月31日まで
	もずく漁業		3月1日から8月31日まで
第一種共同漁業	てんぐさ漁業	1月1日から12月31日まで	
	のり漁業	9月1日から翌年4月30日まで	
	あらめ漁業	1月1日から12月31日まで	
	第二種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
		いそうお刺網漁業	
		えび・かに刺網漁業	
いそうおかごなわ漁業			
あなご筒漁業			
かわはぎのせ網漁業	7月1日から11月30日まで		

3 関係地区

舞鶴市字野原

4 類似・新規の別

類似漁業権（現行免許どおり：京共第3号）

5 条件

なし

(その4)

1 公示番号  
京共第4号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁場の位置

舞鶴市字小橋の地先

(2) 漁場の区域

次の京共基10号、ア、イ、ウ及び京共基8号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

京共基8号 舞鶴市字野原、字小橋境界

(北緯35度34.20分、東経135度24.78分)

京共基10号 舞鶴市字小橋、字三浜境界

(北緯35度33.62分、東経135度23.94分)

ア 京共基10号から真方位325度15分 450メートルの点

(北緯35度33.82分、東経135度23.77分)

イ 京共基11号から真方位325度15分 610メートルの点

(北緯35度34.27分、東経135度23.62分)

ウ 京共基8号から真方位345度45分 1,000メートルの点

(北緯35度34.72分、東経135度24.61分)

(3) 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
第一種共同漁業	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	
	かき漁業	
	いがい漁業	
	ばいがい漁業	
	にないがい漁業	
	なまこ漁業	
	たこ漁業	
	うに漁業	
	しゃこ漁業	
	かめのて漁業	
	わかめ漁業	
もずく漁業	月1日から8月31日まで	
てんぐさ漁業	1月1日から12月31日まで	
のり漁業	9月1日から翌年4月30日まで	
あらめ漁業	2月1日から8月31日まで	
あかもく漁業	1月1日から12月31日まで	
むかでのり漁業		
第二種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
	いそうお刺網漁業	
	えび・かに刺網漁業	
	いそうおかごなわ漁業	
	あなご筒漁業	
	かわはぎのせ網漁業	
第三種共同漁業	雑魚地びき網漁業	1月1日から12月31日まで

3 関係地区  
舞鶴市字小橋

4 類似・新規の別  
類似漁業権（現行免許どおり：京共第4号）

5 条件  
なし

(その5)

1 公示番号

京共第5号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁場の位置

舞鶴市字三浜の地先

(2) 漁場の区域

次の京共基13号、ア、イ、ウ、エ及び京共基10号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

京共基10号 舞鶴市字小橋、字三浜境界

(北緯35度33.62分、東経135度23.94分)

京共基13号 舞鶴市字三浜、字瀬崎境界

(北緯35度32.91分、東経135度21.38分)

ア 京共基13号から真方位323度15分1,000メートルの点

(北緯35度33.34分、東経135度20.98分)

イ 京共基12号から真方位346度15分1,000メートルの点

(北緯35度34.25分、東経135度22.67分)

ウ 京共基10号から真方位336度05分1,000メートルの点

(北緯35度34.12分、東経135度23.67分)

エ 京共基10号から真方位325度15分450メートルの点

(北緯35度33.82分、東経135度23.77分)

(3) 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
第一種共同漁業	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	
	かき漁業	
	いがい漁業	
	ばいがい漁業	
	にないがい漁業	
	なまこ漁業	
	たこ漁業	
	うに漁業	
	しゃこ漁業	
	かめのて漁業	
	わかめ漁業	
もずく漁業	3月1日から8月31日まで	
てんぐさ漁業	1月1日から12月31日まで	
のり漁業	9月1日から翌年4月30日まで	
あらめ漁業	2月1日から8月31日まで	
あかもく漁業	1月1日から12月31日まで	
むかでのり漁業		
第二種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
	いそうお刺網漁業	
	えび・かに刺網漁業	
	いそうおかごなわ漁業	
	あなご筒漁業	
	かわはぎのせ網漁業	
第三種共同漁業	雑魚地びき網漁業	1月1日から12月31日まで

3 関係地区  
舞鶴市字三浜

4 類似・新規の別  
類似漁業権（現行免許どおり：京共第5号）

5 条件  
なし

(その6)

1 公示番号  
京共第6号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁場の位置

舞鶴市宇小橋の地先

(2) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ア 京共基14号から真方位188度15分230メートルの点

(北緯35度34.26分、東経135度23.60分)

イ 京共基15号から真方位277度45分260メートルの点

(北緯35度34.77分、東経135度23.19分)

ウ 京共基16号から真方位308度15分180メートルの点

(北緯35度34.90分、東経135度23.26分)

エ 京共基16号から真方位358度15分260メートルの点

(北緯35度34.98分、東経135度23.35分)

オ 京共基17号から真方位77度15分180メートルの点

(北緯35度34.60分、東経135度23.88分)

カ 京共基14号から真方位122度15分200メートルの点

(北緯35度34.33分、東経135度23.73分)

(3) 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	
第一種共同漁業	あわび漁業	1月1日から12月31日まで	
	さざえ漁業		
	かき漁業		
	いがい漁業		
	ばいがい漁業		
	にないがい漁業		
	なまこ漁業		
	たこ漁業		
	うに漁業		
	しゃこ漁業		
	かめのて漁業		
	わかめ漁業		1月1日から7月31日まで
	もずく漁業		3月1日から8月31日まで
てんぐさ漁業	1月1日から12月31日まで		
のり漁業	9月1日から翌年4月30日まで		
あらめ漁業	2月1日から8月31日まで		
あかもく漁業	1月1日から12月31日まで		
むかでのり漁業			
第二種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで	
	いそうお刺網漁業		
	えび・かに刺網漁業		
	いそうおかごなわ漁業		
	あなご筒漁業		
	かわはぎのせ網漁業		

3 関係地区

舞鶴市字小橋、字三浜

4 類似・新規の別

類似漁業権（現行免許どおり：京共第6号）

5 条件

なし



(その7)

1 公示番号  
京共第7号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁場の位置

舞鶴市字野原、字小橋、字三浜(冠島)の地先

(2) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ア 京共基18号から真方位147度15分1,000メートルの点  
(北緯35度40.12分、東経135度25.77分)

イ 京共基18号から真方位246度15分1,000メートルの点  
(北緯35度40.36分、東経135度24.80分)

ウ 京共基19号から真方位327度15分1,000メートルの点  
(北緯35度43.31分、東経135度25.89分)

エ 京共基19号から真方位68度15分1,000メートルの点  
(北緯35度43.06分、東経135度26.87分)

(3) 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
第一種共同漁業	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	
	かき漁業	
	いがい漁業	
	なまこ漁業	
	たこ漁業	
	うに漁業	
かめので漁業		
	わかめ漁業	1月1日から7月31日まで
	もずく漁業	3月1日から8月31日まで
	てんぐさ漁業	1月1日から12月31日まで
	のり漁業	9月1日から翌年4月30日まで
	あかもく漁業	1月1日から12月31日まで
	むかでのり漁業	
第二種共同漁業	雑魚小型定置漁業 いそうお刺網漁業 えび・かに刺網漁業 いそうおかごなわ漁業 かわはぎのせ網漁業	1月1日から12月31日まで

3 関係地区

舞鶴市字野原、字小橋、字三浜

4 類似・新規の別

類似漁業権（現行免許どおり：京共第7号）

5 条件

なし

(その8)

1 公示番号  
京共第8号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁場の位置

舞鶴市字瀬崎、字西神崎及び字東神崎の地先並びに舞鶴湾

(2) 漁場の区域

次の京共基13号、ア、イ、ウ、エ、オ、補助点F及び京共基23号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。

ただし、カ、キ及びクの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、ケ、コ及びサの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、シ、ス、セ、ソ、タ、チ、ツ、テ、ト、ナ及びニの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、基点K、ヌ、ネ、ノ、ハ、ヒ、フ、ヘ、ホ及びマの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、ミ、ム、メ、モ、ヤ、ユ、ヨ、ラ、リ、ル、レ、ロ及びワの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、あ、い、う、え、お、か、き、く、け、こ、さ及びカの各点を結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、し、す、せ及びその各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域並びにた、ち、つ、て、と、な、に、ぬ、ね及びのの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。

京共基13号 舞鶴市字三浜、字瀬崎境界

(北緯35度32.91分、東経135度21.38分)

京共基23号 舞鶴市字西神崎浜頭

(北緯35度30.90分、東経135度17.49分)

補助点F

(北緯35度30.90分、東経135度17.46分)

ア 京共基13号から真方位323度15分1,000メートルの点

(北緯35度33.34分、東経135度20.98分)

イ 京共基20号から真方位321度15分1,000メートルの点

(北緯35度33.53分、東経135度20.21分)

ウ 京共基21号から真方位283度15分1,000メートルの点

(北緯35度32.76分、東経135度19.70分)

エ 京共基22号から真方位13度45分1,000メートルの点

(北緯35度32.08分、東経135度19.57分)

オ 補助点Fから真方位18度15分2,500メートルの点

(北緯35度32.19分、東経135度17.98分)

基点G 舞鶴市字喜多第4埠頭東北端

カ Gから真方位351度45分880メートルの点

キ Gから真方位4度45分348メートルの点

ク Gから真方位306度45分410メートルの点

基点H 舞鶴市字赤野黒田橋南東基部

ケ Hから真方位193度15分976メートルの点

コ Hから真方位200度15分980メートルの点

サ Hから真方位 269 度 45 分 110 メートルの点  
基点 I 舞鶴市字大君小字砥石崎大君貯木場防波堤南東端  
基点 J 舞鶴市字大君小字砥石崎大君貯木場防波堤北東端  
シ Iから真方位 183 度 15 分 5 メートルの点  
ス Jから真方位 278 度 15 分 9 メートルの点  
セ Jから真方位 329 度 45 分 13 メートルの点  
ソ Iから IJ 見通線を基線として 42 度 30 分の線と Jから JI 見通線を基線として  
263 度 45 分の線との交点  
タ Iから IJ 見通線を基線として 93 度 15 分の線と Jから JI 見通線を基線として  
316 度 00 分の線との交点  
チ Iから IJ 見通線を基線として 93 度 15 分の線と Jから JI 見通線を基線として  
315 度 00 分の線との交点  
ツ Iから IJ 見通線を基線として 118 度 15 分の線と Jから JI 見通線を基線として  
326 度 15 分の線との交点  
テ Iから IJ 見通線を基線として 136 度 15 分の線と Jから JI 見通線を基線として  
334 度 45 分の線との交点  
ト Iから IJ 見通線を基線として 143 度 30 分の線と Jから JI 見通線を基線として  
339 度 30 分の線との交点  
ナ Jから真方位 176 度 10 分 234 メートルの点  
ニ Jから真方位 180 度 10 分 222 メートルの点  
基点 K 舞鶴市字松陰第 2 埠頭第 3 号岸壁南端から岸壁沿い北方 185 メートルの点  
基点 L 舞鶴市字北田辺第 1 埠頭西北端  
基点 M 舞鶴市字下安久漁港埠頭西北端から岸壁沿い東方 10 メートルの点  
ヌ Kから真方位 263 度 15 分 9 メートルの点  
ネ Kから真方位 344 度 00 分 75 メートルの点  
ノ Lから LM 見通線を基線として 281 度 15 分の線と Mから ML 見通線を基線として  
50 度 45 分の線との交点  
ハ Lから LM 見通線を基線として 295 度 00 分の線と Mから ML 見通線を基線として  
36 度 00 分の線との交点  
ヒ Lから LM 見通線を基線として 264 度 00 分の線と Mから ML 見通線を基線として  
12 度 45 分の線との交点  
フ Lから LM 見通線を基線として 246 度 10 分の線と Mから ML 見通線を基線として  
12 度 30 分の線との交点  
ヘ Lから真方位 234 度 30 分 80 メートルの点  
ホ Lから真方位 163 度 15 分 182 メートルの点  
マ Lから真方位 167 度 15 分 187 メートルの点  
基点 N 舞鶴市字浜前島東北端  
基点 O 舞鶴市字浜旧京都府漁連荷さばき所建物西北端  
ミ Nから真方位 150 度 45 分 20 メートルの点  
ム Nから真方位 98 度 45 分 50 メートルの点  
メ Nから真方位 70 度 30 分 46 メートルの点  
モ Nから真方位 55 度 00 分 12 メートルの点  
ヤ Nから真方位 5 度 45 分 27 メートルの点  
ユ Nから NO 見通線を基線として 248 度 15 分の線と Oから ON 見通線を基線として  
15 度 00 分の線との交点  
ヨ Nから NO 見通線を基線として 281 度 45 分の線と Oから ON 見通線を基線として

- 32度00分の線との交点
- ラ NからNO見通線を基線として322度30分の線とOからON見通線を基線として24度30分の線との交点
- リ NからNO見通線を基線として321度30分の線とOからON見通線を基線として28度00分の線との交点
- ル NからNO見通線を基線として352度00分の線とOからON見通線を基線として14度00分の線との交点
- レ NからNO見通線を基線として349度15分の線とOからON見通線を基線として22度00分の線との交点
- ロ NからNO見通線を基線として358度00分の線とOからON見通線を基線として6度40分の線との交点
- ワ NからNO見通線を基線として33度30分の線とOからON見通線を基線として332度00分の線との交点
- 基点P 舞鶴市字喜多所在の4等三角点喜多
- 基点Q 舞鶴市字松陰第3埠頭北東端
- 基点K 舞鶴市字松陰第2埠頭西側
- あ Pから真方位84度15分364メートルの点
- い PからPQ見通線を基線として310度00分の線とQからQP見通線を基線として15度15分の線との交点
- う PからPQ見通線を基線として310度30分の線とQからQP見通線を基線として18度00分の線との交点
- え PからPQ見通線を基線として309度15分の線とQからQP見通線を基線として18度15分の線との交点
- お PからPQ見通線を基線として309度30分の線とQからQP見通線を基線として19度45分の線との交点
- か PからPQ見通線を基線として333度30分の線とQからQP見通線を基線として14度45分の線との交点
- き PからPQ見通線を基線として350度30分の線とQからQP見通線を基線として7度47分の線との交点
- く PからPQ見通線を基線として0度45分の線とQからQP見通線を基線として359度00分の線との交点
- け PからPQ見通線を基線として359度00分の線とQからQP見通線を基線として1度15分の線との交点
- こ PからPQ見通線を基線として5度45分の線とQからQP見通線を基線として348度45分の線との交点
- さ Qから真方位318度45分456メートルの点
- し Qから真方位109度45分223メートルの点
- す QからQK見通線を基線として79度55分の線とKからKQ見通線を基線として313度15分の線との交点
- せ QからQK見通線を基線として51度10分の線とKからKQ見通線を基線として314度00分の線との交点
- そ Kから真方位163度30分187メートルの点
- 基点R 舞鶴市字佐波賀所在の4等三角点はな
- 基点S 舞鶴市字大波下所在の3等三角点袋谷
- た Rから真方位112度00分1,301メートルの点
- ち RからRS見通線を基線として12度45分の線とSからSR見通線を基線として

- 348 度 30 分の線との交点
- つ R から RS 見通線を基線として 13 度 15 分の線と S から SR 見通線を基線として  
347 度 00 分の線との交点
- て R から RS 見通線を基線として 13 度 45 分の線と S から SR 見通線を基線として  
348 度 30 分の線との交点
- と R から RS 見通線を基線として 15 度 30 分の線と S から SR 見通線を基線として  
349 度 30 分の線との交点
- な R から RS 見通線を基線として 2 度 30 分の線と S から SR 見通線を基線として  
358 度 30 分の線との交点
- に R から RS 見通線を基線として 1 度 45 分の線と S から SR 見通線を基線として  
358 度 30 分の線との交点
- ぬ R から RS 見通線を基線として 0 度 30 分の線と S から SR 見通線を基線として  
359 度 30 分の線との交点
- ね S から真方位 255 度 00 分 1,038 メートルの点
- の S から真方位 254 度 45 分 1,003 メートルの点基点 G

(3) 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	
第一種共同漁業	あわび漁業	1月1日から12月31日まで	
	さざえ漁業		
	かき漁業		
	いがい漁業		
	ばいがい漁業		
	はまぐり漁業		
	とりがい漁業		
	あさりがい漁業		
	おおのがい漁業		
	あかがい漁業		
	あかにしがい漁業		
第一種共同漁業	いたやがい漁業	1月1日から12月31日まで	
	なまこ漁業		
	たこ漁業		
	うに漁業		
	しゃこ漁業		
第一種共同漁業	餌虫漁業	1月1日から12月31日まで	
	かめので漁業		
	わかめ漁業		2月1日から7月31日まで
	もずく漁業		3月1日から8月31日まで
	てんぐさ漁業		1月1日から12月31日まで
第一種共同漁業	のり漁業	9月1日から翌年4月30日まで	
	ほんだわら漁業	2月1日から8月31日まで	
第二種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで	
	いそうお刺網漁業		
	いそうおかごなわ漁業		
	いそうおもんどり漁業		
	あなご筒漁業		
第三種共同漁業	雑魚地びき網漁業	1月1日から12月31日まで	

3 関係地区

舞鶴市(字田井、字成生、字野原、字小橋、字三浜を除く。)

4 類似・新規の別

類似漁業権(現行免許どおり:京共第8号)

5 条件

なし

(その9)

1 公示番号

京共第9号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁場の位置

舞鶴市字西神崎、字油江、字蒲江、字和江の地先

(2) 漁場の区域

次の京共基23号とアを結んだ線、アと由良川の中央線を通りウに至る線、ウと京共基25号を結んだ線、京共基24号とイを結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

京共基23号 舞鶴市字西神崎浜頭

(北緯35度30.89分、東経135度17.49分)

京共基24号 舞鶴市字蒲江小字太田1の2番地1号

(北緯35度28.80分、東経135度17.01分)

京共基25号 舞鶴市字和江、宮津市字石浦境界

(北緯35度29.41分、東経135度16.99分)

ア 京共基23号と京共基74号を結んだ線の中央点

(北緯35度30.94分、東経135度17.32分)

イ 京共基24号から真方位265度15分の線と対岸との交点

(北緯35度29.41分、東経135度17.08分)

ウ 京共基25号から真方位93度15分の線の由良川の中央点

(北緯35度29.41分、東経135度17.08分)

(3) 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
第一種共同漁業	はまぐり漁業 しじみがい漁業	1月1日から12月31日まで
第二種共同漁業	いそうお刺網漁業 いそうおかごなわ漁業 いそうおもんどり漁業 うなぎ筒漁業 いさざ落し網漁業	1月1日から12月31日まで

3 関係地区

舞鶴市字西神崎、字油江、字蒲江、字和江

4 類似・新規の別

類似漁業権 (現行免許どおり：京共第9号)

5 条件

なし



(その 10)

1 公示番号  
京共第 10 号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁場の位置

宮津市字石浦、字由良の地先

(2) 漁場の区域

次の京共基 74 号とアを結んだ線、アと由良川の中央線を通りイに至る線、イと京共基 25 号を結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

京共基 25 号 舞鶴市字和江、宮津市字石浦境界

(北緯 35 度 29.41 分、東経 135 度 16.99 分)

京共基 74 号 宮津市字由良浜頭 1462 の 2 北東角

(北緯 35 度 30.98 分、東経 135 度 17.15 分)

ア 京共基 23 号と京共基 74 号を結んだ線の中央点

(北緯 35 度 30.94 分、東経 135 度 17.32 分)

イ 京共基 25 号から真方位 93 度 15 分の線の由良川中央点

(北緯 35 度 29.41 分、東経 135 度 17.08 分)

(3) 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
第一種共同漁業	はまぐり漁業 しじみがい漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
第二種共同漁業	雑魚小型定置漁業 いそうお刺網漁業 いそうおかごなわ漁業 いそうおもんどり漁業 うなぎ筒漁業 いさざ落し網漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで

3 関係地区

宮津市字石浦、字由良

4 類似・新規の別

類似漁業権 (現行免許どおり：京共第 10 号)

5 条件

なし

(その11)

1 公示番号

京共第11号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁場の位置

宮津市字由良、字脇、字小寺、字上司、字中津、字小田宿野、字島陰、字田井の地先

(2) 漁場の区域

次の京共基74号、補助点F、ア、イ、ウ、エ、オ、カ及び京共基28号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。

ただし、基点H、キ、ク及び基点Iの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域並びに基点J、ケ、コ、サ、シ及び基点Kの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。

京共基28号 宮津市字田井小字黒崎

(北緯35度35.98分、東経135度15.21分)

京共基74号 宮津市字由良浜頭1462の2北東角

(北緯35度30.98分、東経135度17.15分)

補助点F

(北緯35度30.90分、東経135度17.46分)

ア 補助点Fから 真方位18度15分 2,500メートルの点

(北緯35度32.19分、東経135度17.97分)

イ 京共基26号標柱から真方位16度07分 1,060メートルの点

(北緯35度32.52分、東経135度16.41分)

ウ 京共基73号標柱から真方位112度07分 1,164メートルの点

(北緯35度33.01分、東経135度16.50分)

エ 京共基27号標柱から真方位93度15分 1,000メートルの点

(北緯35度33.56分、東経135度17.13分)

オ 京共基28号標柱から真方位43度15分 1,000メートルの点

(北緯35度36.37分、東経135度15.67分)

カ 京共基28号標柱から真方位324度12分 1,000メートルの点

(北緯35度36.42分、東経135度14.83分)

基点H 宮津市字小田宿野1001番地に設置した標柱(宮津市字小田宿野小字木下機崎三角点から真方位9度36分38秒368.104メートルの点)

基点I 宮津市字小田宿野1029番地の2に設置した標柱(宮津市字小田宿野小字木下機崎三角点から真方位15度50分27秒231.751メートルの点)

キ Hから真方位269度16分40メートルの点

ク Iから真方位269度16分40メートルの点

基点J 宮津市字小田宿野小字城山1725番地機崎に設置した標柱(宮津市字小田宿野小字木下機崎三角点から真方位155度04分34秒425.450メートルの点)

基点K 宮津市字小田宿野小字ツナギ山816番地の1に設置した標柱(宮津市字小田宿野小字木下機崎三角点から真方位100度42分39秒1,077.179メートルの点)

ケ Jから真方位141度00分300メートルの点

コ Kから真方位204度13分474メートルの点

サ Kから真方位208度11分144メートルの点

シ K から真方位 168 度 09 分 110 メートルの点キ

(3) 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期		
第一種共同漁業	あわび漁業	1月1日から12月31日まで		
	さざえ漁業			
	かき漁業			
	いがい漁業			
	ばいがい漁業			
	はまぐり漁業			
	とりがい漁業			
	あさりがい漁業			
	なまこ漁業			
	たこ漁業			
	うに漁業			
	かめのて漁業			
	第二種共同漁業		わかめ漁業	2月1日から7月31日まで
			もずく漁業	3月1日から8月31日まで
			てんぐさ漁業	1月1日から12月31日まで
のり漁業		9月1日から翌年4月30日まで		
あらめ漁業		2月1日から8月31日まで		
えごのり漁業		5月1日から8月31日まで		
いぎす漁業		1月1日から3月31日まで		
あかもく漁業				
雑魚小型定置漁業				
いそうお刺網漁業		1月1日から12月31日まで		
えび・かに刺網漁業				
いそうおかごなわ漁業				
いそうおもんどり漁業				
雑魚のせ網漁業				
第三種共同漁業		雑魚地びき網漁業	1月1日から12月31日まで	

3 関係地区

宮津市字石浦、字由良、字脇、字中村、字小寺、字上司、字銀丘、字中津、字小田宿野、字島陰、字田井

4 類似・新規の別

類似漁業権（現行免許どおり：京共第11号）

5 条件

なし

(その12)

1 公示番号

京共第12号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁場の位置

宮津湾

(2) 漁場の区域

次の京共基28号と京共基36号を結んだ線、京共基29号と京共基30号を結んだ線、京共基31号と京共基100号を結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。

ただし、ア、イ、ウ、エ、オ及び基点宮津1の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ及びスの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、セ、ソ、タ、チ、ツ、テ、ト、ナ、ニ及び基点宮津3を順次に結ぶ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。

京共基28号 宮津市字田井小字黒崎

(北緯35度35.98分、東経135度15.21分)

京共基29号 宮津市字文珠、字万年境界

(北緯35度33.03分、東経135度11.26分)

京共基30号 宮津市字文珠小天橋東南端

(北緯35度33.09分、東経135度11.29分)

京共基31号 宮津市字文珠小天橋地藏尊

(北緯35度33.51分、東経135度11.17分)

京共基36号 宮津市字日置、字里波見境界

(北緯35度37.04分、東経135度14.27分)

京共基100号 宮津市字文珠大天橋

(北緯35度33.52分、東経135度11.20分)

基点宮津1 北緯35度35分00.8秒、東経135度13分40.6秒

ア 基点宮津1から真方位156度32分269メートルの点

イ 基点宮津1から真方位181度44分300メートルの点

ウ 基点宮津1から真方位180度45分230メートルの点

エ 基点宮津1から真方位257度37分86メートルの点

オ 基点宮津1から真方位281度21分75メートルの点

基点宮津2 北緯35度32分24.6秒、東経135度11分32.9秒

カ 基点宮津2から真方位294度45分13メートルの点

キ 基点宮津2から真方位26度36分27メートルの点

ク 基点宮津2から真方位98度51分120メートルの点

ケ 基点宮津2から真方位92度33分125メートルの点

コ 基点宮津2から真方位95度34分153メートルの点

サ 基点宮津2から真方位101度21分151メートルの点

シ 基点宮津2から真方位105度28分299メートルの点

ス 基点宮津2から真方位108度53分309メートルの点カ

基点宮津3 北緯35度32分51.4秒、東経135度11分13.2秒

セ 基点宮津3から真方位134度35分417メートルの点

- ソ 基点宮津3から真方位 131度07分 366メートルの点
- タ 基点宮津3から真方位 128度19分 323メートルの点
- チ 基点宮津3から真方位 125度11分 264メートルの点
- ツ 基点宮津3から真方位 122度15分 201メートルの点
- テ 基点宮津3から真方位 121度18分 168メートルの点
- ト 基点宮津3から真方位 118度05分 130メートルの点
- ナ 基点宮津3から真方位 117度00分 69メートルの点
- ニ 基点宮津3から真方位 109度52分 27メートルの点

(3) 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
第一種共同漁業	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	
	かき漁業	
	いがい漁業	
	ばいがい漁業	
	はまぐり漁業	
	とりがい漁業	
	あさりがい漁業	
	あかがい漁業	
	みるくい漁業	
	あこやがい漁業	
	あかにしがい漁業	
	いたやがい漁業	
	たいらぎ漁業	
	なまこ漁業	
たこ漁業		
うに漁業		
かめのて漁業		
わかめ漁業	2月1日から7月31日まで	
もずく漁業	3月1日から8月31日まで	
てんぐさ漁業	1月1日から12月31日まで	
のり漁業	9月1日から翌年4月30日まで	
えごのり漁業	5月1日から8月31日まで	
いぎす漁業		
あかもく漁業	1月1日から3月31日まで	
第二種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
	いそうお刺網漁業	
	えび・かに刺網漁業	
	いそうおかごなわ漁業	
	いそうおもんどり漁業	
	あなご筒漁業	
	雑魚のせ網漁業	
第三種共同漁業	雑魚地びき網漁業	1月1日から12月31日まで

	雑魚船びき網漁業	
	くろだい飼付漁業	6月1日から11月30日まで
	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

3 関係地区

宮津市字田井、字矢原、字獅子、字獅子崎、字波路、字鶴賀、字漁師、字魚屋、字宮村、字万年、字池ノ谷、字川向、字杉末、字文珠、字須津、字江尻、字日置

4 類似・新規の別

類似漁業権（現行免許どおり：京共第12号）

5 条件

なし

(その 13)

1 公示番号  
京共第 13 号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁場の位置

宮津市字文珠の地先

(2) 漁場の区域

次の京共基 32 号と京共基 33 号を結んだ線、京共基 29 号と京共基 30 号を結んだ線、京共基 31 号と京共基 100 号を結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

京共基 29 号 宮津市字文珠、字万年境界

(北緯 35 度 33.03 分、東経 135 度 11.26 分)

京共基 30 号 宮津市字文珠小天橋東南端

(北緯 35 度 33.09 分、東経 135 度 11.29 分)

京共基 31 号 宮津市字文珠小天橋地藏尊

(北緯 35 度 33.51 分、東経 135 度 11.17 分)

京共基 32 号 宮津市字文珠間潮鼻

(北緯 35 度 33.62 分、東経 135 度 11.12 分)

京共基 33 号 宮津市字文珠大天橋明神鼻

(北緯 35 度 33.75 分、東経 135 度 11.21 分)

京共基 100 号 宮津市字文珠大天橋

(北緯 35 度 33.52 分、東経 135 度 11.20 分)

(3) 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
第一種共同漁業	かき漁業 はまぐり漁業 あさりがい漁業 おおのがい漁業 みるくい漁業 しらがい漁業 なまこ漁業 かめので漁業	1月1日から12月31日まで

3 関係地区

宮津市字漁師、字文珠、字溝尻

4 類似・新規の別

類似漁業権（現行免許どおり：京共第 13 号）

5 条件

なし

(その 14)

1 公示番号  
京共第 14 号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁場の位置

与謝海

(2) 漁場の区域

次の京共基 32 号と京共基 33 号を結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。  
ただし、京共基 34 号と京共基 35 号を結んだ線と同線以南の最大高潮時海岸線とによ  
って囲まれた区域を除く。

京共基 32 号 宮津市字文珠間潮鼻

(北緯 35 度 33.62 分、東経 135 度 11.12 分)

京共基 33 号 宮津市字文珠大天橋明神鼻

(北緯 35 度 33.75 分、東経 135 度 11.21 分)

京共基 34 号 宮津市字須津小字霞が口 2509 番地

(北緯 35 度 33.44 分、東経 135 度 09.80 分)

京共基 35 号 与謝郡与謝野町字岩滝小字野田野田川右岸

(北緯 35 度 33.57 分、東経 135 度 09.40 分)

(3) 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
第一種共同漁業	かき漁業 はまぐり漁業 あさりがい漁業 おおのがい漁業 みるくい漁業 しらがい漁業 なまこ漁業	1月1日から12月31日まで
第五種共同漁業	いわし漁業 かれい漁業 ひらめ漁業 あじ漁業 ひいらぎ漁業 ぼら漁業 くろだい漁業 くろそい漁業 たなご漁業 しまいさき漁業 すずき漁業 こち漁業 このしろ漁業 うなぎ漁業	1月1日から12月31日まで
	さより漁業	4月1日から11月30日まで



	かに漁業 えび漁業 とらふぐ漁業 めばる漁業 めだい漁業 きす漁業	1月1日から12月31日まで
--	--	----------------

3 関係地区

宮津市字溝尻

4 類似・新規の別

類似漁業権（現行免許どおり：京共第14号）

5 条件

なし

(その15)

1 公示番号  
京共第15号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁場の位置

宮津市字里波見、字長江、字岩ヶ鼻、字大島の地先

(2) 漁場の区域

次の京共基36号、ア、イ、ウ及び京共基38号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

京共基36号 宮津市字日置、字里波見境界

(北緯35度37.04分、東経135度14.27分)

京共基38号 宮津市、与謝郡伊根町境界

ア 京共基36号から真方位144度12分1,000メートルの点

(北緯35度36.61分、東経135度14.66分)

イ 京共基37号から真方位83度15分1,100メートルの点

(北緯35度37.34分、東経135度15.43分)

ウ 京共基38号から真方位193度15分1,800メートルの点

(北緯35度39.11分、東経135度16.23分)

(3) 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
第一種共同漁業	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	
	かき漁業	
	いがい漁業	
	ばいがい漁業	
	にないがい漁業	
	なまこ漁業	
	たこ漁業	
	うに漁業	
	かめのて漁業	
わかめ漁業	2月1日から7月31日まで	
もずく漁業	3月1日から8月31日まで	
てんぐさ漁業	1月1日から12月31日まで	
えごのり漁業	5月1日から8月31日まで	
いぎす漁業		
あかもく漁業	1月1日から3月31日まで	
第二種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
	いそうお刺網漁業	
	えび・かに刺網漁業	
	いそうおかごなわ漁業	
	いそうおもんどり漁業	
	あなご筒漁業	

	雑魚のせ網漁業	
第三種共同漁業	雑魚地びき網漁業 雑魚船びき網漁業 つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

- 3 関係地区  
宮津市字里波見、字長江、字岩ヶ鼻、字大島
- 4 類似・新規の別  
類似漁業権（現行免許どおり：京共第15号）
- 5 条件  
なし

(その16)

1 公示番号  
京共第16号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁場の位置

与謝郡伊根町字日出、字平田、字亀島の地先

(2) 漁場の区域

次の京共基38号、ア、イ、ウ、エ及び京共基41号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

京共基38号 宮津市、与謝郡伊根町境界

京共基41号 与謝郡伊根町字亀島小字割栗(二つ岩)

(北緯35度40.57分、東経135度18.05分)

ア 京共基38号標柱から真方位193度15分 1,800メートルの点

(北緯35度39.11分、東経135度16.23分)

イ 京共基39号標柱から真方位163度15分 1,300メートルの点

(北緯35度38.91分、東経135度17.94分)

ウ 京共基40号標柱から真方位113度15分 1,100メートルの点

(北緯35度39.53分、東経135度18.87分)

エ 京共基41号標柱から真方位83度15分 1,000メートルの点

(北緯35度40.63分、東経135度18.71分)

(3) 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	
第一種共同漁業	あわび漁業	1月1日から12月31日まで	
	さざえ漁業		
	かき漁業		
	いがい漁業		
	にないがい漁業		
	とりがい漁業		
	なまこ漁業		
	たこ漁業		
	うに漁業		
	かめのて漁業		
	わかめ漁業		2月1日から7月31日まで
	もずく漁業		3月1日から8月31日まで
	てんぐさ漁業		1月1日から12月31日まで
	のり漁業		9月1日から翌年4月30日まで
あらめ漁業	2月1日から8月31日まで		
えごのり漁業	5月1日から8月31日まで		
いぎす漁業	1月1日から12月31日まで		
ひじき漁業			
あかもく漁業		11月1日から翌年3月31日まで	
第二種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで	

	いそうお刺網漁業 えび・かに刺網漁業 いそうおかごなわ漁業 いそうおもんどり漁業 あなご筒漁業	
--	---	--

3 関係地区

与謝郡伊根町字日出、字平田、字亀島

4 類似・新規の別

類似漁業権（現行免許どおり：京共第16号）

5 条件

なし

(その17)

1 公示番号  
京共第17号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁場の位置

与謝郡伊根町字大原、字新井、字泊、字津母の地先

(2) 漁場の区域

次の京共基41号、ア、イ、ウ及び京共基43号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

京共基41号 与謝郡伊根町字亀島小字割栗(二つ岩)

(北緯35度40.57分、東経135度18.05分)

京共基43号 与謝郡伊根町字津母、字野室境界

(北緯35度43.38分、東経135度17.34分)

ア 京共基41号から真方位83度15分1,000メートルの点

(北緯35度40.63分、東経135度18.71分)

イ 京共基42号から真方位83度15分1,000メートルの点

(北緯35度41.90分、東経135度19.07分)

ウ 京共基43号から真方位74度54分1,000メートルの点

(北緯35度43.52分、東経135度17.98分)

(3) 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	
第一種共同漁業	あわび漁業	1月1日から12月31日まで	
	さざえ漁業		
	かき漁業		
	いがい漁業		
	ばいがい漁業		
	にないがい漁業		
	なまこ漁業		
	たこ漁業		
	うに漁業		
	かめので漁業		
	わかめ漁業		2月1日から7月31日まで
	もずく漁業		3月1日から8月31日まで
	てんぐさ漁業		1月1日から12月31日まで
のり漁業	9月1日から翌年4月30日まで		
あらめ漁業	2月1日から8月31日まで		
えごのり漁業	5月1日から8月31日まで		
いぎす漁業	1月1日から12月31日まで		
ひじき漁業			
第二種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで	
	いそうお刺網漁業		
	いそうおかごなわ漁業		

	いそうおもんどり漁業	
--	------------	--

- 3 関係地区  
与謝郡伊根町字新井、字泊、字津母
- 4 類似・新規の別  
類似漁業権（現行免許どおり：京共第 17 号）
- 5 条件  
なし

(その18)

1 公示番号  
京共第18号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁場の位置

与謝郡伊根町字本庄浜、字野室の地先

(2) 漁場の区域

次の京共基43号、ア、イ、ウ及び京共基45号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

京共基43号 与謝郡伊根町字津母、字野室境界

(北緯35度43.38分、東経135度17.34分)

京共基45号 与謝郡伊根町字本庄浜、字蒲入境界

(北緯35度44.63分、東経135度15.79分)

ア 京共基43号から真方位74度54分1,000メートルの点

(北緯35度43.52分、東経135度17.98分)

イ 京共基44号から真方位35度45分1,000メートルの点

(北緯35度45.01分、東経135度16.84分)

ウ 京共基45号から真方位35度45分1,000メートルの点

(北緯35度45.07分、東経135度16.17分)

(3) 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
第一種共同漁業	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	
	かき漁業	
	いがい漁業	
	ばいがい漁業	
	なまこ漁業	
	たこ漁業	
	うに漁業	
	かめのて漁業	
	わかめ漁業	
もずく漁業	3月1日から8月31日まで	
てんぐさ漁業	1月1日から12月31日まで	
のり漁業	9月1日から翌年4月30日まで	
あらめ漁業	2月1日から8月31日まで	
えごのり漁業	5月1日から8月31日まで	
いぎす漁業		
ほんだわら漁業	1月1日から12月31日まで	
第二種共同漁業	いそうお刺網漁業	1月1日から12月31日まで
	いそうおかごなわ漁業	
	いそうおもんどり漁業	
第三種共同漁業	雑魚地びき網漁業	1月1日から12月31日まで



- 3 関係地区  
与謝郡伊根町字本庄浜、字野室
- 4 類似・新規の別  
類似漁業権（現行免許どおり：京共第18号）
- 5 条件  
なし

(その 19)

1 公示番号  
京共第 19 号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁場の位置

与謝郡伊根町字蒲入の地先

(2) 漁場の区域

次の京共基 45 号、ア、イ、ウ及び京共基 47 号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

京共基 45 号 与謝郡伊根町字本庄浜、字蒲入境界

(北緯 35 度 44.63 分、東経 135 度 15.79 分)

京共基 47 号 与謝郡伊根町字蒲入小字釜屋

(北緯 35 度 46.14 分、東経 135 度 14.00 分)

ア 京共基 45 号から真方位 35 度 45 分 1,000 メートルの点

(北緯 35 度 45.07 分、東経 135 度 16.17 分)

イ 京共基 46 号から真方位 35 度 45 分 1,000 メートルの点

(北緯 35 度 45.95 分、東経 135 度 15.67 分)

ウ 京共基 47 号から真方位 15 度 45 分 1,215 メートルの点

(北緯 35 度 46.77 分、東経 135 度 14.22 分)

(3) 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	
第一種共同漁業	あわび漁業	1月1日から12月31日まで	
	さざえ漁業		
	かき漁業		
	いがい漁業		
	ばいがい漁業		
	にないがい漁業		
	なまこ漁業		
	たこ漁業		
	うに漁業		
	かめのて漁業		
	わかめ漁業		2月1日から7月31日まで
	もずく漁業		3月1日から8月31日まで
	てんぐさ漁業		1月1日から12月31日まで
	のり漁業		9月1日から翌年4月30日まで
あらめ漁業	2月1日から8月31日まで		
えごのり漁業	5月1日から8月31日まで		
ほんだわら漁業	1月1日から12月31日まで		
ひじき漁業			
あかもく漁業			
第二種共同漁業	雑魚小型定置漁業 いそうお刺網漁業	1月1日から12月31日まで	

	いそうおこなわ漁業 いそうおもんどり漁業	
--	-------------------------	--

- 3 関係地区  
与謝郡伊根町字蒲入
- 4 類似・新規の別  
類似漁業権（現行免許どおり：京共第19号）
- 5 条件  
なし

(その 20)

1 公示番号  
京共第 20 号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁場の位置

与謝郡伊根町字蒲入の地先

(2) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 京共基 46 号から真方位 20 度 22 分 1,908 メートルの点  
(北緯 35 度 46.48 分、東経 135 度 15.72 分)

イ 京共基 46 号から真方位 28 度 08 分 3,257 メートルの点  
(北緯 35 度 47.06 分、東経 135 度 16.30 分)

ウ 京共基 46 号から真方位 64 度 41 分 3,362 メートルの点  
(北緯 35 度 46.29 分、東経 135 度 17.30 分)

エ 京共基 46 号から真方位 73 度 55 分 1,911 メートルの点  
(北緯 35 度 45.80 分、東経 135 度 16.50 分)

(3) 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

3 関係地区

与謝郡伊根町字蒲入

4 類似・新規の別

類似漁業権 (現行免許どおり : 京共第 20 号)

5 条件

なし

(その 21)

1 公示番号  
京共第 21 号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁場の位置

与謝郡伊根町字蒲入、京丹後市丹後町袖志の地先

(2) 漁場の区域

次の京共基 48 号、ア、イ及び京共基 47 号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

京共基 47 号 与謝郡伊根町字蒲入小字釜屋

(北緯 35 度 46.14 分、東経 135 度 14.00 分)

京共基 48 号 京丹後市丹後町袖志小字下清水

(北緯 35 度 46.25 分、東経 135 度 13.89 分)

ア 京共基 48 号から真方位 15 度 45 分 1,200 メートルの点

(北緯 35 度 46.87 分、東経 135 度 14.11 分)

イ 京共基 47 号から真方位 15 度 45 分 1,215 メートルの点

(北緯 35 度 46.77 分、東経 135 度 14.22 分)

(3) 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	
第一種共同漁業	あわび漁業	1月1日から12月31日まで	
	さざえ漁業		
	かき漁業		
	いがい漁業		
	ばいがい漁業		
	にないがい漁業		
	なまこ漁業		
	たこ漁業		
	うに漁業		
	かめのて漁業		
	わかめ漁業		2月1日から7月31日まで
	もずく漁業		3月1日から8月31日まで
	てんぐさ漁業		1月1日から12月31日まで
	のり漁業		9月1日から翌年4月30日まで
あらめ漁業	2月1日から8月31日まで		
第二種共同漁業	ほんだわら漁業	1月1日から12月31日まで	
	ひじき漁業		
	あかもく漁業		
	あおのり漁業		
	はばのり漁業		
	いそうお刺網漁業		1月1日から12月31日まで
いそうおかごなわ漁業			
いそうおもんどり漁業			

- 3 関係地区  
与謝郡伊根町字蒲入、京丹後市丹後町袖志
- 4 類似・新規の別  
類似漁業権（現行免許どおり：京共第21号）
- 5 条件  
なし

(その 22)

1 公示番号

京共第 22 号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁場の位置

京丹後市丹後町の地先

(2) 漁場の区域

次の京共基 48 号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ及び京共基 57 号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

京共基 48 号 京丹後市丹後町袖志小字下清水

(北緯 35 度 46.25 分、東経 135 度 13.89 分)

京共基 57 号 京丹後市丹後町、京丹後市網野町境界

(北緯 35 度 43.10 分、東経 135 度 04.14 分)

ア 京共基 48 号標柱から真方位 15 度 45 分 1,200 メートルの点

(北緯 35 度 46.87 分、東経 135 度 14.11 分)

イ 京共基 49 号標柱から真方位 353 度 15 分 1,200 メートルの点

(北緯 35 度 47.40 分、東経 135 度 13.31 分)

ウ 京共基 49 号標柱から真方位 326 度 15 分 1,200 メートルの点

(北緯 35 度 47.29 分、東経 135 度 12.96 分)

エ 京共基 50 号標柱から真方位 23 度 15 分 1,200 メートルの点

(北緯 35 度 46.60 分、東経 135 度 12.14 分)

オ 京共基 51 号標柱から真方位 334 度 20 分 1,200 メートルの点

(北緯 35 度 46.52 分、東経 135 度 10.85 分)

カ 京共基 52 号標柱から真方位 0 度 26 分 1,200 メートルの点

(北緯 35 度 45.68 分、東経 135 度 08.86 分)

キ 京共基 53 号標柱から真方位 353 度 15 分 1,200 メートルの点

(北緯 35 度 46.03 分、東経 135 度 07.96 分)

ク 京共基 53 号標柱から真方位 287 度 15 分 1,200 メートルの点

(北緯 35 度 45.58 分、東経 135 度 07.30 分)

ケ 京共基 54 号標柱から真方位 328 度 15 分 1,200 メートルの点

(北緯 35 度 45.31 分、東経 135 度 06.82 分)

コ 京共基 55 号標柱から真方位 330 度 45 分 1,200 メートルの点

(北緯 35 度 45.18 分、東経 135 度 05.93 分)

サ 京共基 56 号標柱から真方位 310 度 15 分 1,200 メートルの点

(北緯 35 度 44.79 分、東経 135 度 04.55 分)

シ 京共基 57 号標柱から真方位 338 度 15 分 1,200 メートルの点

(北緯 35 度 43.70 分、東経 135 度 03.84 分)

(3) 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
第一種共同漁業	あわび漁業 さざえ漁業 かき漁業	1月1日から12月31日まで

	いがい漁業 ばいがい漁業 にないがい漁業 なまこ漁業 たこ漁業 うに漁業 かめので漁業	
	わかめ漁業	2月1日から7月31日まで
	もずく漁業	3月1日から8月31日まで
	てんぐさ漁業	1月1日から12月31日まで
	のり漁業	9月1日から翌年4月30日まで
	あらめ漁業	2月1日から8月31日まで
	ほんだわら漁業 ひじき漁業 あかもく漁業 あおのり漁業 はばのり漁業	1月1日から12月31日まで
第二種共同漁業	雑魚小型定置漁業 いそうお刺網漁業 いそうおかごなわ漁業 いそうおもんどり漁業	1月1日から12月31日まで
第三種共同漁業	雑魚地びき網漁業	3月1日から11月30日まで

3 関係地区

京丹後市丹後町、弥栄町、峰山町

4 類似・新規の別

類似漁業権（現行免許どおり：京共第22号）

5 条件

なし



(その 23)

1 公示番号

京共第 23 号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁場の位置

京丹後市網野町の地先

(2) 漁場の区域

次の京共基 57 号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及び京共基 64 号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

京共基 57 号 京丹後市丹後町、京丹後市網野町境界

(北緯 35 度 43.10 分、東経 135 度 04.14 分)

京共基 58 号 京丹後市網野町掛津前浜岩頂点

京共基 59 号 京丹後市網野町万畳鼻突角岩石

京共基 60 号 京丹後市網野町千石頂上

京共基 61 号 京丹後市網野町穴崎突角岩石

京共基 62 号 京丹後市網野町浜詰シイタリ島頂点

京共基 63 号 京丹後市網野町浜詰小泊鼻突角岩

京共基 64 号 京丹後市網野町、京丹後市久美浜町境界地先の鶴ヶ島東端

(北緯 35 度 39.36 分、東経 134 度 56.99 分)

ア 京共基 57 号から真方位 338 度 15 分 1,200 メートルの点

(北緯 35 度 43.70 分、東経 135 度 03.84 分)

イ 京共基 58 号から真方位 313 度 15 分 1,200 メートルの点

(北緯 35 度 42.62 分、東経 135 度 02.33 分)

ウ 京共基 59 号から真方位 324 度 20 分 1,200 メートルの点

(北緯 35 度 42.63 分、東経 135 度 01.78 分)

エ 京共基 60 号から真方位 333 度 15 分 1,200 メートルの点

(北緯 35 度 42.39 分、東経 135 度 01.37 分)

オ 京共基 61 号から真方位 333 度 15 分 1,200 メートルの点

(北緯 35 度 42.16 分、東経 134 度 58.80 分)

カ 京共基 62 号から真方位 313 度 15 分 1,200 メートルの点

(北緯 35 度 41.41 分、東経 134 度 58.00 分)

キ 京共基 63 号から真方位 273 度 15 分 1,200 メートルの点

(北緯 35 度 40.38 分、東経 134 度 57.04 分)

ク 京共基 64 号から真方位 330 度 45 分 1,200 メートルの点

(北緯 35 度 39.92 分、東経 134 度 56.60 分)

(3) 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
第一種共同漁業	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	
	かき漁業	
	いがい漁業	
	ばいがい漁業	
	にないがい漁業	
	なまこ漁業	
	たこ漁業	
	うに漁業	
	かめので漁業	
	わかめ漁業	
もずく漁業	3月1日から8月31日まで	
てんぐさ漁業	1月1日から12月31日まで	
のり漁業	9月1日から翌年4月30日まで	
あらめ漁業	1月1日から12月31日まで	
ほんだわら漁業		
あかもく漁業		
第二種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
	いそうお刺網漁業	
	きす・うしのした刺網漁業	4月1日から10月31日まで
いそうおかごなわ漁業	いそうおもんどり漁業	1月1日から12月31日まで
第三種共同漁業	雑魚地びき網漁業	3月1日から11月30日まで

3 関係地区

京丹後市網野町三津、掛津、島津、網野、浅茂川、下岡、小浜、高橋、磯、塩江、浜詰、木津

4 類似・新規の別

類似漁業権（現行免許どおり：京共第23号）

5 条件

なし

(その 24)

1 公示番号  
京共第 24 号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁場の位置

京丹後市久美浜町の地先

(2) 漁場の区域

次の京共基 64 号、ア、イ、ウ、エ、オ、京共基 72 号及び京共基 102 号の各点を順次に結んだ線、京共基 102 号から京共基 101 号に至る最大高潮時海岸線、京共基 101 号と京共基 67 号を結んだ線並びに京共基 67 号から京共基 64 号に至る最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

京共基 64 号 京丹後市網野町、京丹後市久美浜町境界地先の鶴ヶ島東端

(北緯 35 度 39.36 分、東経 134 度 56.99 分)

京共基 67 号 京丹後市久美浜町湊宮水戸口突角

(北緯 35 度 38.91 分、東経 134 度 54.06 分)

京共基 72 号 京都府、兵庫県境界地先の平岩中央

(北緯 35 度 39.51 分、東経 134 度 52.07 分)

京共基 101 号 京丹後市久美浜町大向水戸口突端

(北緯 35 度 38.89 分、東経 134 度 53.96 分)

京共基 102 号 京都府、兵庫県境界

(北緯 35 度 39.47 分、東経 134 度 52.05 分)

ア 京共基 64 号から真方位 330 度 45 分 1,200 メートルの点

(北緯 35 度 39.92 分、東経 134 度 56.60 分)

イ 京共基 65 号から真方位 332 度 15 分 1,200 メートルの点

(北緯 35 度 39.62 分、東経 134 度 55.70 分)

ウ 京共基 67 号から真方位 358 度 15 分 1,300 メートルの点

(北緯 35 度 39.62 分、東経 134 度 54.04 分)

エ 京共基 71 号から真方位 25 度 15 分 1,200 メートルの点

(北緯 35 度 40.25 分、東経 134 度 53.09 分)

オ 京共基 72 号から真方位 353 度 45 分 1,500 メートルの点

(北緯 35 度 40.31 分、東経 134 度 51.96 分)

(3) 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
第一種共同漁業	あわび漁業 さざえ漁業 かき漁業 いがい漁業 ばいがい漁業 にないがい漁業 なまこ漁業 たこ漁業 うに漁業	1月1日から12月31日まで

	かめのて漁業	
	わかめ漁業	3月1日から7月31日まで
	もずく漁業	3月1日から8月31日まで
	てんぐさ漁業	1月1日から12月31日まで
	のり漁業	9月1日から翌年4月30日まで
	あらめ漁業	1月1日から12月31日まで
	えごのり漁業	5月1日から9月30日まで
	ほんだわら漁業	1月1日から12月31日まで
	つのまた漁業	4月1日から7月31日まで
第二種共同漁業	雑魚小型定置漁業 いそうお刺網漁業 えび・かに刺網漁業 いそうおかごなわ漁業 いそうおもんどり漁業 あなご筒漁業	1月1日から12月31日まで
第三種共同漁業	雑魚地びき網漁業	3月1日から11月30日まで

3 関係地区

京丹後市久美浜町

4 類似・新規の別

類似漁業権（現行免許どおり：京共第24号）

5 条件

なし

(その 25)

1 公示番号  
京共第 25 号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁場の位置

京丹後市久美浜町の地先

(2) 漁場の区域

次のアを中心として半径 200 メートルの線によって囲まれた区域

京共基 67 号 京丹後市久美浜町湊宮水戸口突角

(北緯 35 度 38.91 分、東経 134 度 54.06 分)

ア 京共基 67 号から真方位 25 度 15 分 1,600 メートルの点

(北緯 35 度 39.70 分、東経 134 度 54.52 分)

(3) 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
第一種共同漁業	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	
	なまこ漁業	
	たこ漁業	
	わかめ漁業	3月1日から7月31日まで
あらめ漁業	1月1日から12月31日まで	
ほんだわら漁業		

3 関係地区

京丹後市久美浜町

4 類似・新規の別

類似漁業権（現行免許どおり：京共第 25 号）

5 条件

なし

(その 26)

1 公示番号  
京共第 26 号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁場の位置

京丹後市久美浜町の地先

(2) 漁場の区域

次のアを中心として半径 300 メートルの線によって囲まれた区域

京共基 71 号 京丹後市久美浜町字旭黒崎突角

(北緯 35 度 39.66 分、東経 134 度 52.75 分)

ア 京共基 71 号から真方位 22 度 15 分 1,800 メートルの点

(北緯 35 度 40.56 分、東経 134 度 53.21 分)

(3) 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
第一種共同漁業	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	
	なまこ漁業	
	たこ漁業	
	わかめ漁業	3月1日から7月31日まで
あらめ漁業	1月1日から12月31日まで	
ほんだわら漁業		

3 関係地区  
京丹後市久美浜町

4 類似・新規の別  
類似漁業権 (現行免許どおり：京共第 26 号)

5 条件  
なし

(その 27)

1 公示番号  
京共第 27 号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁場の位置

久美浜湾

(2) 漁場の区域

次の京共基 68 号と京共基 69 号を結んだ線と同線以南の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

京共基 68 号 京丹後市久美浜町大向ヒデ 1589 番地の久美浜街道第 1 曲角標杭

(北緯 35 度 38.54 分、東経 134 度 53.95 分)

京共基 69 号 京丹後市久美浜町湊宮石垣角

(北緯 35 度 38.55 分、東経 134 度 54.03 分)

(3) 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
第一種共同漁業	かき漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	にないがい漁業	
	はまぐり漁業	
	とりがい漁業	
第一種共同漁業	おおのがい漁業	
	しじみがい漁業	
	あかがい漁業	
	いたやがい漁業	
	たいらぎ漁業	
	なまこ漁業	
	たこ漁業	
	もずく漁業	5 月 1 日から 12 月 31 日まで
	おごのり漁業	7 月 1 日から 8 月 31 日まで
	第五種共同漁業	いわし漁業
かれい漁業		
ひらめ漁業		
あじ漁業		
ひいらぎ漁業		
ばら漁業		
くろだい漁業		
くろそい漁業		
しまいさき漁業		
すずき漁業		
はぜ漁業		
こち漁業		
このしろ漁業		
うなぎ漁業		

	さより漁業 かに漁業 えび漁業 さば漁業 さっぱ漁業 いしだい漁業 いしもち漁業 かわはぎ漁業 あいご漁業 ぶり漁業 いか漁業 きす漁業 あかえい漁業	
--	---	--

3 関係地区

京丹後市久美浜町

4 類似・新規の別

類似漁業権（現行免許どおり：京共第 27 号）

5 条件

なし



## 第2 存続期間

令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

## 第3 免許予定日

令和6年1月1日



## 区画漁業権

## 第1 区画漁業権の内容となる事項

(その1)

## 1 公示番号

京区第1号

## 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
第一種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

舞鶴市字田井の地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯 35 度 33 分 55.8 秒、東経 135 度 28 分 33.6 秒

イ 北緯 35 度 33 分 58.3 秒、東経 135 度 28 分 36.0 秒

ウ 北緯 35 度 33 分 55.5 秒、東経 135 度 28 分 41.1 秒

エ 北緯 35 度 33 分 52.8 秒、東経 135 度 28 分 38.4 秒

## 3 関係地区

舞鶴市字田井

## 4 団体、個別の別

団体漁業権

## 5 類似・新規の別

新規漁業権 (京区第1号: 漁業種類の変更)

## 6 条件

なし

(その2)

1 公示番号

京区第2号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
第一種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

舞鶴市字田井の地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯 35 度 34 分 06.2 秒、東経 135 度 27 分 09.8 秒

イ 北緯 35 度 34 分 06.4 秒、東経 135 度 27 分 08.6 秒

ウ 北緯 35 度 34 分 08.0 秒、東経 135 度 27 分 08.9 秒

エ 北緯 35 度 34 分 07.9 秒、東経 135 度 27 分 10.1 秒

3 関係地区

舞鶴市字田井

4 団体、個別の別

団体漁業権

5 類似・新規の別

新規漁業権（新設）

6 条件

なし

(その3)

1 公示番号

京区第3号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
第一種区画漁業	わかめ養殖	10月1日から翌年6月30日まで

(2) 漁場の位置

舞鶴市字野原の地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯 35 度 34 分 36.7 秒、東経 135 度 25 分 21.3 秒

イ 北緯 35 度 34 分 36.8 秒、東経 135 度 25 分 19.4 秒

ウ 北緯 35 度 34 分 43.4 秒、東経 135 度 25 分 19.9 秒

エ 北緯 35 度 34 分 43.2 秒、東経 135 度 25 分 21.8 秒

3 関係地区

舞鶴市字野原

4 団体、個別の別

団体漁業権

5 類似・新規の別

類似漁業権（現行免許どおり：京区第3号）

6 条件

なし

(その4)

1 公示番号

京区第4号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年6月30日まで

(2) 漁場の位置

舞鶴市字野原の地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯 35 度 34 分 19.4 秒、東経 135 度 25 分 06.9 秒

イ 北緯 35 度 34 分 16.1 秒、東経 135 度 25 分 05.9 秒

ウ 北緯 35 度 34 分 18.6 秒、東経 135 度 24 分 54.5 秒

エ 北緯 35 度 34 分 21.7 秒、東経 135 度 24 分 55.4 秒

3 関係地区

舞鶴市字野原

4 団体、個別の別

団体漁業権

5 類似・新規の別

類似漁業権 (現行免許どおり：京区第4号)

6 条件

なし

(その5)

1 公示番号

京区第5号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
第一種区画漁業	のり養殖業	10月1日から翌年4月30日まで

(2) 漁場の位置

舞鶴市字野原の地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯 35 度 34 分 32.6 秒、東経 135 度 25 分 33.7 秒

イ 北緯 35 度 34 分 34.9 秒、東経 135 度 25 分 32.0 秒

ウ 北緯 35 度 34 分 38.1 秒、東経 135 度 25 分 38.4 秒

エ 北緯 35 度 34 分 35.9 秒、東経 135 度 25 分 40.1 秒

3 関係地区

舞鶴市字野原

4 団体、個別の別

団体漁業権

5 類似・新規の別

新規漁業権 (新設)

6 条件

なし

(その6)

1 公示番号

京区第6号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から翌年6月30日まで

(2) 漁場の位置

舞鶴市字千歳の地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯 35 度 31 分 36.2 秒、東経 135 度 20 分 11.8 秒

イ 北緯 35 度 31 分 35.7 秒、東経 135 度 20 分 06.7 秒

ウ 北緯 35 度 31 分 54.8 秒、東経 135 度 20 分 02.2 秒

エ 北緯 35 度 31 分 55.3 秒、東経 135 度 20 分 07.3 秒

3 関係地区

舞鶴市（字田井、字成生、字野原、字小橋、字三浜を除く）

4 団体、個別の別

団体漁業権

5 類似・新規の別

類似漁業権（現行免許どおり：京区第5号）

6 条件

なし



(その7)

1 公示番号

京区第7号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
第一種区画漁業	二枚貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

舞鶴市字大丹生の地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯 35 度 31 分 03.9 秒、東経 135 度 20 分 55.0 秒

イ 北緯 35 度 31 分 04.7 秒、東経 135 度 20 分 50.1 秒

ウ 北緯 35 度 31 分 08.5 秒、東経 135 度 20 分 50.5 秒

エ 北緯 35 度 31 分 07.7 秒、東経 135 度 20 分 56.0 秒

3 関係地区

舞鶴市（字田井、字成生、字野原、字小橋、字三浜を除く）

4 団体、個別の別

団体漁業権

5 類似・新規の別

類似漁業権（現行免許どおり：京区第6号）

6 条件

なし

(その8)

1 公示番号

京区第8号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
第一種区画漁業	二枚貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

舞鶴市字千歳の地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯 35 度 30 分 42.1 秒、東経 135 度 20 分 46.4 秒

イ 北緯 35 度 30 分 40.3 秒、東経 135 度 20 分 44.1 秒

ウ 北緯 35 度 30 分 43.3 秒、東経 135 度 20 分 38.8 秒

エ 北緯 35 度 30 分 45.0 秒、東経 135 度 20 分 41.2 秒

3 関係地区

舞鶴市（字田井、字成生、字野原、字小橋、字三浜を除く）

4 団体、個別の別

団体漁業権

5 類似・新規の別

類似漁業権（現行免許どおり：京区第7号）

6 条件

なし

(その9)

1 公示番号

京区第9号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
第一種区画漁業	二枚貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

舞鶴市字佐波賀の地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯 35 度 30 分 15.8 秒、東経 135 度 21 分 38.2 秒

イ 北緯 35 度 30 分 09.2 秒、東経 135 度 21 分 40.0 秒

ウ 北緯 35 度 30 分 09.2 秒、東経 135 度 21 分 30.4 秒

エ 北緯 35 度 30 分 15.8 秒、東経 135 度 21 分 32.3 秒

3 関係地区

舞鶴市（字田井、字成生、字野原、字小橋、字三浜を除く）

4 団体、個別の別

団体漁業権

5 類似・新規の別

類似漁業権（現行免許どおり：京区第8号）

6 条件

なし

(その10)

1 公示番号

京区第10号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
第一種区画漁業	二枚貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

舞鶴市字佐波賀の地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯 35 度 30 分 18.8 秒、東経 135 度 22 分 23.0 秒

イ 北緯 35 度 30 分 16.3 秒、東経 135 度 22 分 25.3 秒

ウ 北緯 35 度 30 分 14.5 秒、東経 135 度 22 分 16.6 秒

エ 北緯 35 度 30 分 17.6 秒、東経 135 度 22 分 17.8 秒

3 関係地区

舞鶴市（字田井、字成生、字野原、字小橋、字三浜を除く）

4 団体、個別の別

団体漁業権

5 類似・新規の別

類似漁業権（現行免許どおり：京区第9号）

6 条件

なし

(その11)

1 公示番号

京区第11号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
第一種区画漁業	二枚貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

舞鶴市字佐波賀の地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯 35 度 30 分 15.0 秒、東経 135 度 22 分 40.8 秒

イ 北緯 35 度 30 分 11.8 秒、東経 135 度 22 分 39.9 秒

ウ 北緯 35 度 30 分 13.9 秒、東経 135 度 22 分 29.8 秒

エ 北緯 35 度 30 分 17.1 秒、東経 135 度 22 分 30.8 秒

3 関係地区

舞鶴市（字田井、字成生、字野原、字小橋、字三浜を除く）

4 団体、個別の別

団体漁業権

5 類似・新規の別

類似漁業権（現行免許どおり：京区第10号）

6 条件

なし

(その12)

1 公示番号

京区第12号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
第一種区画漁業	二枚貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

舞鶴市字平の地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯 35 度 30 分 24.8 秒、東経 135 度 23 分 04.2 秒

イ 北緯 35 度 30 分 24.8 秒、東経 135 度 23 分 08.3 秒

ウ 北緯 35 度 30 分 20.2 秒、東経 135 度 23 分 08.3 秒

エ 北緯 35 度 30 分 20.2 秒、東経 135 度 23 分 04.2 秒

3 関係地区

舞鶴市（字田井、字成生、字野原、字小橋、字三浜を除く）

4 団体、個別の別

団体漁業権

5 類似・新規の別

類似漁業権（現行免許どおり：京区第11号）

6 条件

なし

(その13)

1 公示番号

京区第13号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
第一種区画漁業	二枚貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

舞鶴市字長浜の地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯 35 度 29 分 32.9 秒、東経 135 度 22 分 09.0 秒

イ 北緯 35 度 29 分 34.4 秒、東経 135 度 22 分 13.9 秒

ウ 北緯 35 度 29 分 28.0 秒、東経 135 度 22 分 16.2 秒

エ 北緯 35 度 29 分 25.7 秒、東経 135 度 22 分 11.6 秒

3 関係地区

舞鶴市（字田井、字成生、字野原、字小橋、字三浜を除く）

4 団体、個別の別

団体漁業権

5 類似・新規の別

類似漁業権（現行免許どおり：京区第12号）

6 条件

なし

(その14)

1 公示番号

京区第14号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
第一種区画漁業	二枚貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

舞鶴市字長浜の地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯 35 度 29 分 27.0 秒、東経 135 度 22 分 04.4 秒

イ 北緯 35 度 29 分 25.3 秒、東経 135 度 21 分 55.7 秒

ウ 北緯 35 度 29 分 22.2 秒、東経 135 度 21 分 52.0 秒

エ 北緯 35 度 29 分 26.2 秒、東経 135 度 21 分 49.5 秒

オ 北緯 35 度 29 分 29.1 秒、東経 135 度 21 分 53.2 秒

カ 北緯 35 度 29 分 31.3 秒、東経 135 度 22 分 02.8 秒

3 関係地区

舞鶴市（字田井、字成生、字野原、字小橋、字三浜を除く）

4 団体、個別の別

団体漁業権

5 類似・新規の別

類似漁業権（現行免許どおり：京区第13号）

6 条件

なし



(その15)

1 公示番号

京区第15号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
第一種区画漁業	二枚貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

舞鶴市字長浜の地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯 35 度 29 分 31.7 秒、東経 135 度 21 分 03.2 秒

イ 北緯 35 度 29 分 38.3 秒、東経 135 度 20 分 57.5 秒

ウ 北緯 35 度 29 分 40.2 秒、東経 135 度 21 分 00.8 秒

エ 北緯 35 度 29 分 33.6 秒、東経 135 度 21 分 06.5 秒

3 関係地区

舞鶴市（字田井、字成生、字野原、字小橋、字三浜を除く）

4 団体、個別の別

団体漁業権

5 類似・新規の別

類似漁業権（現行免許どおり：京区第14号）

6 条件

なし

(その16)

1 公示番号

京区第16号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
第一種区画漁業	二枚貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

舞鶴市字佐波賀の地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯 35 度 29 分 38.1 秒、東経 135 度 20 分 30.3 秒

イ 北緯 35 度 29 分 35.4 秒、東経 135 度 20 分 31.0 秒

ウ 北緯 35 度 29 分 34.2 秒、東経 135 度 20 分 23.8 秒

エ 北緯 35 度 29 分 36.9 秒、東経 135 度 20 分 23.1 秒

3 関係地区

舞鶴市（字田井、字成生、字野原、字小橋、字三浜を除く）

4 団体、個別の別

団体漁業権

5 類似・新規の別

類似漁業権（現行免許どおり：京区第15号）

6 条件

なし

(その17)

1 公示番号

京区第17号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
第一種区画漁業	二枚貝垂下式養殖業	1月日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

舞鶴市字長浜の地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯 35 度 29 分 07.6 秒、東経 135 度 20 分 52.4 秒

イ 北緯 35 度 29 分 04.0 秒、東経 135 度 20 分 41.0 秒

ウ 北緯 35 度 29 分 10.5 秒、東経 135 度 20 分 39.5 秒

エ 北緯 35 度 29 分 14.1 秒、東経 135 度 20 分 51.3 秒

3 関係地区

舞鶴市（字田井、字成生、字野原、字小橋、字三浜を除く）

4 団体、個別の別

団体漁業権

5 類似・新規の別

類似漁業権（現行免許どおり：京区第16号）

6 条件

なし

(その18)

1 公示番号

京区第18号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
第一種区画漁業	二枚貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

舞鶴市字長浜の地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯 35 度 29 分 05.7 秒、東経 135 度 20 分 39.0 秒

イ 北緯 35 度 29 分 04.4 秒、東経 135 度 20 分 35.2 秒

ウ 北緯 35 度 29 分 11.2 秒、東経 135 度 20 分 33.3 秒

エ 北緯 35 度 29 分 12.4 秒、東経 135 度 20 分 37.1 秒

3 関係地区

舞鶴市（字田井、字成生、字野原、字小橋、字三浜を除く）

4 団体、個別の別

団体漁業権

5 類似・新規の別

類似漁業権（現行免許どおり：京区第17号）

6 条件

なし

(その19)

1 公示番号

京区第19号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
第一種区画漁業	二枚貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

舞鶴市字長浜の地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯 35 度 29 分 05.7 秒、東経 135 度 20 分 33.2 秒

イ 北緯 35 度 29 分 04.4 秒、東経 135 度 20 分 29.4 秒

ウ 北緯 35 度 29 分 11.2 秒、東経 135 度 20 分 27.5 秒

エ 北緯 35 度 29 分 12.4 秒、東経 135 度 20 分 31.3 秒

3 関係地区

舞鶴市（字田井、字成生、字野原、字小橋、字三浜を除く）

4 団体、個別の別

団体漁業権

5 類似・新規の別

新規漁業権（新設）

6 条件

なし

(その20)

1 公示番号

京区第20号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
第一種区画漁業	二枚貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

舞鶴市字和田の地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯 35 度 28 分 30.0 秒、東経 135 度 20 分 33.9 秒

イ 北緯 35 度 28 分 30.0 秒、東経 135 度 20 分 27.8 秒

ウ 北緯 35 度 28 分 33.9 秒、東経 135 度 20 分 27.4 秒

エ 北緯 35 度 28 分 33.9 秒、東経 135 度 20 分 33.9 秒

3 関係地区

舞鶴市（字田井、字成生、字野原、字小橋、字三浜を除く）

4 団体、個別の別

団体漁業権

5 類似・新規の別

類似漁業権（漁場区域の一部変更（縮小）：京区第18号）

6 条件

なし

(その21)

1 公示番号

京区第21号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
第一種区画漁業	二枚貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

舞鶴市字喜多の地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯 35 度 27 分 58.8 秒、東経 135 度 19 分 09.2 秒

イ 北緯 35 度 27 分 56.9 秒、東経 135 度 19 分 07.6 秒

ウ 北緯 35 度 27 分 57.9 秒、東経 135 度 19 分 06.0 秒

エ 北緯 35 度 28 分 00.2 秒、東経 135 度 19 分 07.7 秒

3 関係地区

舞鶴市（字田井、字成生、字野原、字小橋、字三浜を除く）

4 団体、個別の別

団体漁業権

5 類似・新規の別

類似漁業権（現行免許どおり：京区第19号）

6 条件

なし

(その22)

1 公示番号

京区第22号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
第一種区画漁業	二枚貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

舞鶴市字吉田の地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯 35 度 28 分 43.7 秒、東経 135 度 19 分 10.7 秒

イ 北緯 35 度 28 分 42.7 秒、東経 135 度 19 分 08.7 秒

ウ 北緯 35 度 28 分 43.6 秒、東経 135 度 19 分 05.8 秒

エ 北緯 35 度 28 分 45.5 秒、東経 135 度 19 分 05.2 秒

3 関係地区

舞鶴市（字田井、字成生、字野原、字小橋、字三浜を除く）

4 団体、個別の別

団体漁業権

5 類似・新規の別

類似漁業権（現行免許どおり：京区第20号）

6 条件

なし



(その23)

1 公示番号

京区第23号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
第一種区画漁業	二枚貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

舞鶴市字吉田の地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びオの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ア 北緯 35 度 28 分 51.1 秒、東経 135 度 19 分 29.3 秒

イ 北緯 35 度 28 分 44.0 秒、東経 135 度 19 分 25.0 秒

ウ 北緯 35 度 28 分 44.0 秒、東経 135 度 19 分 12.7 秒

エ 北緯 35 度 28 分 47.3 秒、東経 135 度 19 分 12.7 秒

オ 北緯 35 度 28 分 51.4 秒、東経 135 度 19 分 15.8 秒

3 関係地区

舞鶴市（字田井、字成生、字野原、字小橋、字三浜を除く）

4 団体、個別の別

団体漁業権

5 類似・新規の別

類似漁業権（現行免許どおり：京区第21号）

6 条件

なし

(その24)

1 公示番号

京区第24号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
第一種区画漁業	二枚貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

舞鶴市字青井の地先

(3) 漁場の区域

次のア及びイの各点を結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ア 北緯 35 度 29 分 04.0 秒、東経 135 度 19 分 29.5 秒

イ 北緯 35 度 28 分 58.0 秒、東経 135 度 19 分 31.8 秒

3 関係地区

舞鶴市（字田井、字成生、字野原、字小橋、字三浜を除く）

4 団体、個別の別

団体漁業権

5 類似・新規の別

類似漁業権（現行免許どおり：京区第22号）

6 条件

なし

(その25)

1 公示番号

京区第25号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
第一種区画漁業	二枚貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

舞鶴市字青井の地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯 35 度 29 分 13.3 秒 東経 135 度 19 分 32.8 秒

イ 北緯 35 度 29 分 20.6 秒 東経 135 度 19 分 34.7 秒

ウ 北緯 35 度 29 分 19.1 秒 東経 135 度 19 分 44.5 秒

エ 北緯 35 度 29 分 10.7 秒 東経 135 度 19 分 38.6 秒

3 関係地区

舞鶴市（字田井、字成生、字野原、字小橋、字三浜を除く）

4 団体、個別の別

団体漁業権

5 類似・新規の別

類似漁業権（現行免許どおり：京区第23号）

6 条件

なし

(その26)

1 公示番号

京区第26号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
第一種区画漁業	二枚貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

宮津市字小田宿野の地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯 35 度 33 分 31.7 秒、東経 135 度 14 分 57.1 秒

イ 北緯 35 度 33 分 37.3 秒、東経 135 度 14 分 56.6 秒

ウ 北緯 35 度 33 分 37.7 秒、東経 135 度 15 分 03.5 秒

エ 北緯 35 度 33 分 32.2 秒、東経 135 度 15 分 05.6 秒

3 関係地区

宮津市字石浦、字由良、字脇、字中村、字小寺、字上司、字銀丘、字中津、  
字小田宿野、字島陰、字田井

4 団体、個別の別

団体漁業権

5 類似・新規の別

類似漁業権（漁場区域の一部変更（拡大）：京区第24号）

6 条件

なし

(その27)

1 公示番号

京区第27号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
第一種区画漁業	二枚貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

宮津市字波路の地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯 35 度 32 分 40.1 秒、東経 135 度 12 分 24.1 秒

イ 北緯 35 度 32 分 42.0 秒、東経 135 度 12 分 20.6 秒

ウ 北緯 35 度 32 分 47.7 秒、東経 135 度 12 分 25.3 秒

エ 北緯 35 度 32 分 45.7 秒、東経 135 度 12 分 28.8 秒

3 関係地区

宮津市字矢原、字獅子、字獅子崎、字波路、字鶴賀、字漁師、字宮村、字万年、  
字池ノ谷、字杉末、字文珠、字江尻、字日置

4 団体、個別の別

団体漁業権

5 類似・新規の別

類似漁業権（現行免許どおり：京区第26号）

6 条件

なし

(その28)

1 公示番号

京区第28号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
第一種区画漁業	二枚貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

宮津市字溝尻の地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯 35 度 34 分 23.6 秒、東経 135 度 10 分 57.3 秒

イ 北緯 35 度 34 分 26.2 秒、東経 135 度 10 分 57.5 秒

ウ 北緯 35 度 34 分 26.0 秒、東経 135 度 10 分 59.9 秒

エ 北緯 35 度 34 分 23.4 秒、東経 135 度 10 分 59.7 秒

3 関係地区

宮津市字溝尻

4 団体、個別の別

団体漁業権

5 類似・新規の別

類似漁業権（現行免許どおり：京区第27号）

6 条件

なし

(その29)

1 公示番号

京区第29号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
第一種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から翌年6月30日まで

(2) 漁場の位置

宮津市字長江の地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯 35 度 38 分 37.7 秒、東経 135 度 15 分 9.3 秒

イ 北緯 35 度 38 分 37.1 秒、東経 135 度 15 分 11.2 秒

ウ 北緯 35 度 38 分 34.1 秒、東経 135 度 15 分 09.8 秒

エ 北緯 35 度 38 分 34.6 秒、東経 135 度 15 分 08.0 秒

3 関係地区

宮津市字大島、字岩ヶ鼻、字長江、字里波見

4 団体、個別の別

団体漁業権

5 類似・新規の別

類似漁業権（現行免許どおり：京区第28号）

6 条件

なし

(その30)

1 公示番号

京区第30号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
第一種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から翌年6月30日まで

(2) 漁場の位置

宮津市字大島の地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯 35 度 39 分 54.1 秒、東経 135 度 16 分 01.8 秒

イ 北緯 35 度 39 分 53.0 秒、東経 135 度 16 分 03.2 秒

ウ 北緯 35 度 39 分 48.2 秒、東経 135 度 15 分 57.9 秒

エ 北緯 35 度 39 分 49.3 秒、東経 135 度 15 分 56.4 秒

3 関係地区

宮津市字大島、字岩ヶ鼻、字長江、字里波見

4 団体、個別の別

団体漁業権

5 類似・新規の別

類似漁業権（現行免許どおり：京区第29号）

6 条件

なし



(その31)

1 公示番号

京区第31号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
第一種区画漁業	魚類小割り式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

与謝郡伊根町字亀島の地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯 35 度 40 分 13.1 秒、東経 135 度 17 分 03.1 秒

イ 北緯 35 度 40 分 16.4 秒、東経 135 度 17 分 03.1 秒

ウ 北緯 35 度 40 分 16.4 秒、東経 135 度 17 分 05.5 秒

エ 北緯 35 度 40 分 13.1 秒、東経 135 度 17 分 05.5 秒

3 関係地区

与謝郡伊根町字日出、字平田、字亀島

4 団体、個別の別

団体漁業権

5 類似・新規の別

類似漁業権 (現行免許どおり:京区第32号)

6 条件

なし

(その32)

1 公示番号

京区第32号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
第一種区画漁業	魚類小割り式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

与謝郡伊根町字平田の地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯 35 度 40 分 23.9 秒、東経 135 度 17 分 28.9 秒

イ 北緯 35 度 40 分 22.7 秒、東経 135 度 17 分 30.4 秒

ウ 北緯 35 度 40 分 19.9 秒、東経 135 度 17 分 26.1 秒

エ 北緯 35 度 40 分 21.0 秒、東経 135 度 17 分 24.7 秒

3 関係地区

与謝郡伊根町字日出、字平田、字亀島

4 団体、個別の別

団体漁業権

5 類似・新規の別

類似漁業権 (現行免許どおり:京区第33号)

6 条件

なし

(その33)

1 公示番号

京区第33号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
第一種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

与謝郡伊根町字平田の地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯 35 度 40 分 22.7 秒、東経 135 度 17 分 30.4 秒

イ 北緯 35 度 40 分 21.7 秒、東経 135 度 17 分 31.7 秒

ウ 北緯 35 度 40 分 18.8 秒、東経 135 度 17 分 27.5 秒

エ 北緯 35 度 40 分 19.9 秒、東経 135 度 17 分 26.1 秒

3 関係地区

与謝郡伊根町字日出、字平田、字亀島

4 団体、個別の別

団体漁業権

5 類似・新規の別

類似漁業権（現行免許どおり：京区第34号）

6 条件

なし

(その34)

1 公示番号

京区第34号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
第一種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

与謝郡伊根町字亀島の地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯 35 度 40 分 06.1 秒、東経 135 度 17 分 24.6 秒

イ 北緯 35 度 40 分 07.1 秒、東経 135 度 17 分 23.0 秒

ウ 北緯 35 度 40 分 10.9 秒、東経 135 度 17 分 26.7 秒

エ 北緯 35 度 40 分 09.9 秒、東経 135 度 17 分 28.3 秒

3 関係地区

与謝郡伊根町字日出、字平田、字亀島

4 団体、個別の別

団体漁業権

5 類似・新規の別

類似漁業権（現行免許どおり：京区第35号）

6 条件

なし

(その35)

1 公示番号

京区第35号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
第一種区画漁業	魚類小割り式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

与謝郡伊根町字亀島の地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯 35 度 40 分 07.1 秒、東経 135 度 17 分 23.0 秒

イ 北緯 35 度 40 分 08.1 秒、東経 135 度 17 分 21.5 秒

ウ 北緯 35 度 40 分 11.9 秒、東経 135 度 17 分 25.1 秒

エ 北緯 35 度 40 分 10.9 秒、東経 135 度 17 分 26.7 秒

3 関係地区

与謝郡伊根町字日出、字平田、字亀島

4 団体、個別の別

団体漁業権

5 類似・新規の別

類似漁業権 (現行免許どおり : 京区第36号)

6 条件

なし

(その36)

1 公示番号

京区第36号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
第一種区画漁業	魚類小割り式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

与謝郡伊根町字亀島の地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ、オ及びカの各点を順次に結んだ線と距岸15メートルの線とによって囲まれた区域

ア 北緯35度39分57.4秒、東経135度16分54.9秒

イ 北緯35度40分00.1秒、東経135度16分51.2秒

ウ 北緯35度40分05.6秒、東経135度17分00.1秒

エ 北緯35度40分05.6秒、東経135度17分08.3秒

オ 北緯35度40分03.6秒、東経135度17分09.7秒

カ 北緯35度39分59.9秒、東経135度17分07.8秒

3 関係地区

与謝郡伊根町字日出、字平田、字亀島

4 団体、個別の別

団体漁業権

5 類似・新規の別

類似漁業権（現行免許どおり：京区第37号）

6 条件

なし

(その37)

1 公示番号

京区第37号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
第一種区画漁業	くろまぐろ小割り式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

与謝郡伊根町字亀島の地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯 35 度 39 分 48.9 秒、東経 135 度 17 分 06.2 秒

イ 北緯 35 度 39 分 42.6 秒、東経 135 度 17 分 09.4 秒

ウ 北緯 35 度 39 分 40.3 秒、東経 135 度 16 分 59.2 秒

エ 北緯 35 度 39 分 46.6 秒、東経 135 度 16 分 56.0 秒

3 関係地区

与謝郡伊根町字日出、字平田、字亀島

4 団体、個別の別

団体漁業権

5 類似・新規の別

類似漁業権（現行免許どおり：京区第38号）

6 条件

漁場の区域に設置する養殖施設は、以下の規模を超えてはならない。

ただし、生け簀の総面積が 10,827 平方メートルを超えない範囲で、生け簀の形状、規格及び台数を変更することは差し支えない。

形状	円形	八角形	
	規格	直径 40 メートル	縦 48 メートル×横 46 メートル
台数	3 台	1 台	3 台

(その38)

1 公示番号

京区第38号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から翌年6月30日まで

(2) 漁場の位置

京丹後市丹後町竹野の地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯 35 度 44 分 41.3 秒、東経 135 度 6 分 42.6 秒

イ 北緯 35 度 44 分 42.7 秒、東経 135 度 6 分 43.6 秒

ウ 北緯 35 度 44 分 42.4 秒、東経 135 度 6 分 44.3 秒

エ 北緯 35 度 44 分 41.0 秒、東経 135 度 6 分 43.3 秒

3 関係地区

京丹後市丹後町竹野

4 団体、個別の別

団体漁業権

5 類似・新規の別

新規漁業権（新設）

6 条件

なし



(その39)

1 公示番号

京区第39号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
第一種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

京丹後市久美浜町浦明の地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯 35 度 37 分 48.1 秒、東経 134 度 55 分 16.3 秒

イ 北緯 35 度 37 分 52.4 秒、東経 134 度 55 分 14.2 秒

ウ 北緯 35 度 37 分 55.7 秒、東経 134 度 55 分 25.8 秒

エ 北緯 35 度 37 分 51.4 秒、東経 134 度 55 分 27.9 秒

3 関係地区

京丹後市久美浜町

4 団体、個別の別

団体漁業権

5 類似・新規の別

類似漁業権（現行免許どおり：京区第39号）

6 条件

なし

(その40)

1 公示番号

京区第40号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
第一種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

京丹後市久美浜町湊宮の地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯 35 度 37 分 47.1 秒、東経 134 度 54 分 14.4 秒

イ 北緯 35 度 37 分 47.1 秒、東経 134 度 54 分 30.3 秒

ウ 北緯 35 度 37 分 38.8 秒、東経 134 度 54 分 30.3 秒

エ 北緯 35 度 37 分 38.8 秒、東経 134 度 54 分 14.4 秒

3 関係地区

京丹後市久美浜町

4 団体、個別の別

団体漁業権

5 類似・新規の別

類似漁業権 (現行免許どおり：京区第40号)

6 条件

なし

(その41)

1 公示番号

京区第41号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
第一種区画漁業	二枚貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

京丹後市久美浜町湊宮の地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯 35 度 38 分 04.2 秒、東経 134 度 53 分 51.2 秒

イ 北緯 35 度 38 分 09.6 秒、東経 134 度 53 分 48.2 秒

ウ 北緯 35 度 38 分 06.8 秒、東経 134 度 54 分 29.1 秒

エ 北緯 35 度 38 分 00.3 秒、東経 134 度 54 分 29.1 秒

3 関係地区

京丹後市久美浜町

4 団体、個別の別

団体漁業権

5 類似・新規の別

類似漁業権（現行免許どおり：京区第41号）

6 条件

なし

(その42)

1 公示番号

京区第42号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
第一種区画漁業	二枚貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

京丹後市久美浜町湊宮の地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯 35 度 38 分 10.0 秒、東経 134 度 54 分 05.4 秒

イ 北緯 35 度 38 分 13.3 秒、東経 134 度 54 分 05.4 秒

ウ 北緯 35 度 38 分 13.3 秒、東経 134 度 54 分 29.1 秒

エ 北緯 35 度 38 分 10.0 秒、東経 134 度 54 分 29.1 秒

3 関係地区

京丹後市久美浜町

4 団体、個別の別

団体漁業権

5 類似・新規の別

類似漁業権 (現行免許どおり : 京区第42号)

6 条件

なし

(その43)

1 公示番号

京区第43号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
第一種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

京丹後市久美浜町湊宮の地先

(3) 漁場の区域

次のア及びイの各点を結んだ線と最大高潮時海岸線から50メートルの線とによって囲まれた区域

ア 北緯35度37分59.6秒、東経134度53分38.9秒

イ 北緯35度38分08.2秒、東経134度53分31.1秒

3 関係地区

京丹後市久美浜町

4 団体、個別の別

団体漁業権

5 類似・新規の別

類似漁業権（現行免許どおり：京区第43号）

6 条件

なし

(その44)

1 公示番号

京区第44号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
第一種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

京丹後市久美浜町大向の地先

(3) 漁場の区域

次のア及びイの各点を結んだ線、ウ及びエの各点を結んだ線並びに最大高潮時海岸線から50メートルの線とによって囲まれた区域

ア 北緯35度37分59.6秒、東経134度53分38.9秒

イ 北緯35度38分08.2秒、東経134度53分31.1秒

ウ 北緯35度38分20.2秒、東経134度53分42.2秒

エ 北緯35度38分04.2秒、東経134度53分51.2秒

3 関係地区

京丹後市久美浜町

4 団体、個別の別

団体漁業権

5 類似・新規の別

類似漁業権（現行免許どおり：京区第44号）

6 条件

なし

(その45)

1 公示番号

京区第45号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
第一種区画漁業	魚類小割り式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

京丹後市久美浜町大向の地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯 35 度 38 分 11.4 秒、東経 134 度 53 分 48.9 秒

イ 北緯 35 度 38 分 13.6 秒、東経 134 度 53 分 48.9 秒

ウ 北緯 35 度 38 分 13.6 秒、東経 134 度 53 分 54.9 秒

エ 北緯 35 度 38 分 11.4 秒、東経 134 度 53 分 54.9 秒

3 関係地区

京丹後市久美浜町

4 団体、個別の別

団体漁業権

5 類似・新規の別

類似漁業権 (現行免許どおり：京区第45号)

6 条件

なし

## 第2 存続期間

令和6年1月1日から令和10年12月31日まで

## 第3 免許予定日

令和6年1月1日



## 定置漁業権

## 第1 定置漁業権の内容となる事項

(その1)

1 公示番号  
京定第1号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
定置漁業	ぶり定置漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置  
舞鶴市字田井の地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域並びにカ、キ、ク、ケ及びカの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域並びにコ、サ、シ、イ及びコの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯 35 度 34 分 04.6 秒、東経 135 度 28 分 37.3 秒  
 イ 北緯 35 度 34 分 11.0 秒、東経 135 度 28 分 27.0 秒  
 ウ 北緯 35 度 34 分 55.0 秒、東経 135 度 28 分 45.0 秒  
 エ 北緯 35 度 34 分 55.1 秒、東経 135 度 28 分 47.1 秒  
 オ 北緯 35 度 34 分 47.0 秒、東経 135 度 29 分 06.0 秒  
 カ 北緯 35 度 33 分 56.8 秒、東経 135 度 28 分 53.9 秒  
 キ 北緯 35 度 33 分 32.7 秒、東経 135 度 29 分 05.1 秒  
 ク 北緯 35 度 33 分 31.7 秒、東経 135 度 29 分 02.5 秒  
 ケ 北緯 35 度 33 分 56.1 秒、東経 135 度 28 分 51.5 秒  
 コ 北緯 35 度 34 分 09.2 秒、東経 135 度 28 分 31.4 秒  
 サ 北緯 35 度 33 分 47.0 秒、東経 135 度 28 分 25.9 秒  
 シ 北緯 35 度 33 分 54.0 秒、東経 135 度 28 分 20.0 秒

3 条件

- (1) カ、キ、ク、ケ及びカの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域への垣網の設置は12月1日から翌年2月末までとしなければならない。
- (2) コ、サ、シ、イ及びコの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域への垣網の設置は1月1日から8月31日までとしなければならない。

4 類似・新規の別

類似漁業権（現行免許内容のとおり）

(その2)

1 公示番号  
京定第2号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
定置漁業	ぶり定置漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置  
舞鶴市字田井の地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びキの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ア 北緯 35 度 35 分 49.6 秒、東経 135 度 28 分 51.9 秒  
イ 北緯 35 度 36 分 01.8 秒、東経 135 度 29 分 03.5 秒  
ウ 北緯 35 度 36 分 10.3 秒、東経 135 度 29 分 30.4 秒  
エ 北緯 35 度 35 分 42.7 秒、東経 135 度 29 分 42.6 秒  
オ 北緯 35 度 35 分 35.6 秒、東経 135 度 29 分 18.9 秒  
カ 北緯 35 度 35 分 34.3 秒、東経 135 度 29 分 11.4 秒  
キ 北緯 35 度 35 分 35.3 秒、東経 135 度 28 分 50.3 秒

3 条件  
なし

4 類似・新規の別  
類似漁業権（現行免許内容のとおり）

(その3)

1 公示番号

京定第3号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
定置漁業	ぶり定置漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

舞鶴市字成生の地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域並びにキ、ク、ケ、コ及びキの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯 35 度 35 分 16.4 秒、東経 135 度 27 分 31.0 秒

イ 北緯 35 度 35 分 24.8 秒、東経 135 度 27 分 45.9 秒

ウ 北緯 35 度 35 分 18.1 秒、東経 135 度 28 分 06.0 秒

エ 北緯 35 度 34 分 58.1 秒、東経 135 度 27 分 55.5 秒

オ 北緯 35 度 35 分 08.0 秒、東経 135 度 27 分 32.1 秒

カ 北緯 35 度 35 分 11.2 秒、東経 135 度 27 分 31.7 秒

キ 北緯 35 度 35 分 03.8 秒、東経 135 度 27 分 23.2 秒

ク 北緯 35 度 35 分 04.6 秒、東経 135 度 27 分 22.1 秒

ケ 北緯 35 度 35 分 09.7 秒、東経 135 度 27 分 27.3 秒

コ 北緯 35 度 35 分 09.0 秒、東経 135 度 27 分 28.4 秒

3 条件

なし

4 類似・新規の別

類似漁業権（現行免許内容のとおり）

(その4)

1 公示番号

京定第4号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
定置漁業	ぶり定置漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

舞鶴市字成生の地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びオの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ア 北緯 35 度 35 分 48.9 秒、東経 135 度 27 分 42.0 秒

イ 北緯 35 度 35 分 54.4 秒、東経 135 度 27 分 48.2 秒

ウ 北緯 35 度 35 分 56.3 秒、東経 135 度 27 分 59.5 秒

エ 北緯 35 度 35 分 36.6 秒、東経 135 度 28 分 04.5 秒

オ 北緯 35 度 35 分 33.8 秒、東経 135 度 27 分 47.3 秒

3 条件

なし

4 類似・新規の別

類似漁業権（現行免許内容のとおり）

(その5)

1 公示番号  
京定第5号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
定置漁業	ぶり定置漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置  
舞鶴市字野原の地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ、オ及びカの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

- ア 北緯 35 度 35 分 26.8 秒、東経 135 度 26 分 03.4 秒
- イ 北緯 35 度 35 分 34.2 秒、東経 135 度 25 分 49.1 秒
- ウ 北緯 35 度 35 分 48.8 秒、東経 135 度 25 分 38.5 秒
- エ 北緯 35 度 35 分 57.5 秒、東経 135 度 25 分 59.0 秒
- オ 北緯 35 度 35 分 42.7 秒、東経 135 度 26 分 07.0 秒
- カ 北緯 35 度 35 分 27.6 秒、東経 135 度 26 分 06.7 秒

3 条件  
なし

4 類似・新規の別  
類似漁業権（現行免許内容のとおり）

(その6)

1 公示番号  
京定第6号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
定置漁業	いわし・あじ定置漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置  
舞鶴市字三浜の地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯 35 度 33 分 32.3 秒、東経 135 度 22 分 34.4 秒  
イ 北緯 35 度 33 分 45.0 秒、東経 135 度 22 分 24.1 秒  
ウ 北緯 35 度 33 分 59.8 秒、東経 135 度 22 分 08.0 秒  
エ 北緯 35 度 34 分 10.0 秒、東経 135 度 22 分 21.0 秒  
オ 北緯 35 度 33 分 57.6 秒、東経 135 度 22 分 30.4 秒  
カ 北緯 35 度 33 分 39.2 秒、東経 135 度 22 分 41.5 秒

3 条件  
なし

4 類似・新規の別  
類似漁業権（現行免許内容のとおり）

(その7)

1 公示番号  
京定第7号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
定置漁業	いわし・あじ定置漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

舞鶴市字千歳の地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯 35 度 33 分 08.7 秒、東経 135 度 20 分 47.5 秒

イ 北緯 35 度 33 分 32.7 秒、東経 135 度 20 分 35.3 秒

ウ 北緯 35 度 33 分 41.0 秒、東経 135 度 20 分 54.6 秒

エ 北緯 35 度 33 分 07.0 秒、東経 135 度 20 分 50.2 秒

3 条件  
なし

4 類似・新規の別  
類似漁業権（現行免許内容のとおり）

(その8)

1 公示番号

京定第8号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
定置漁業	いわし・あじ定置漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

舞鶴市字千歳の地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ア 北緯 35 度 32 分 12.9 秒、東経 135 度 20 分 11.6 秒

イ 北緯 35 度 32 分 12.0 秒、東経 135 度 19 分 56.9 秒

ウ 北緯 35 度 32 分 21.9 秒、東経 135 度 19 分 57.7 秒

エ 北緯 35 度 32 分 18.9 秒、東経 135 度 20 分 12.8 秒

3 条件

なし

4 類似・新規の別

類似漁業権（現行免許内容のとおり）



(その9)

1 公示番号  
京定第9号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
定置漁業	いわし・あじ定置漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

宮津市字小田宿野の地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯 35 度 33 分 47.1 秒、東経 135 度 16 分 31.3 秒

イ 北緯 35 度 34 分 06.9 秒、東経 135 度 17 分 07.8 秒

ウ 北緯 35 度 33 分 52.1 秒、東経 135 度 17 分 19.9 秒

エ 北緯 35 度 33 分 32.3 秒、東経 135 度 16 分 43.5 秒

3 条件

なし

4 類似・新規の別

類似漁業権（現行免許内容のとおり）

(その10)

1 公示番号

京定第10号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
定置漁業	いわし・あじ定置漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

宮津市字小田宿野の地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯 35 度 34 分 13.3 秒、東経 135 度 16 分 03.7 秒

イ 北緯 35 度 34 分 39.7 秒、東経 135 度 16 分 38.2 秒

ウ 北緯 35 度 34 分 24.6 秒、東経 135 度 16 分 49.7 秒

エ 北緯 35 度 33 分 58.3 秒、東経 135 度 16 分 15.3 秒

3 条件

なし

4 類似・新規の別

類似漁業権（現行免許内容のとおり）

(その11)

1 公示番号

京定第11号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
定置漁業	いわし・あじ定置漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

宮津市字田井の地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯 35 度 35 分 28.1 秒、東経 135 度 15 分 27.8 秒

イ 北緯 35 度 35 分 28.7 秒、東経 135 度 16 分 15.0 秒

ウ 北緯 35 度 35 分 12.8 秒、東経 135 度 16 分 11.2 秒

エ 北緯 35 度 35 分 12.2 秒、東経 135 度 15 分 23.8 秒

3 条件

なし

4 類似・新規の別

類似漁業権（現行免許内容のとおり）

(その12)

1 公示番号

京定第12号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
定置漁業	いわし・あじ定置漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

宮津市字田井の地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯35度35分57.1秒、東経135度15分24.7秒

イ 北緯35度35分59.0秒、東経135度15分58.8秒

ウ 北緯35度35分42.9秒、東経135度16分00.2秒

エ 北緯35度35分41.1秒、東経135度15分27.8秒

3 条件

なし

4 類似・新規の別

類似漁業権（現行免許内容のとおり）

(その13)

1 公示番号

京定第13号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
定置漁業	いわし・あじ定置漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

宮津市字里波見の地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯 35 度 38 分 09.3 秒、東経 135 度 15 分 05.5 秒

イ 北緯 35 度 37 分 39.7 秒、東経 135 度 15 分 59.4 秒

ウ 北緯 35 度 37 分 26.6 秒、東経 135 度 15 分 51.5 秒

エ 北緯 35 度 37 分 54.9 秒、東経 135 度 14 分 59.7 秒

3 条件

なし

4 類似・新規の別

類似漁業権（現行免許内容のとおり）

(その14)

1 公示番号

京定第14号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
定置漁業	いわし・あじ定置漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

宮津市字長江の地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯 35 度 39 分 00.4 秒、東経 135 度 15 分 30.9 秒

イ 北緯 35 度 38 分 39.5 秒、東経 135 度 16 分 08.6 秒

ウ 北緯 35 度 38 分 26.7 秒、東経 135 度 15 分 56.9 秒

エ 北緯 35 度 38 分 48.8 秒、東経 135 度 15 分 20.0 秒

3 条件

なし

4 類似・新規の別

類似漁業権（現行免許内容のとおり）

(その15)

1 公示番号

京定第15号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
定置漁業	いわし・あじ定置漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

宮津市字長江の地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯 35 度 38 分 40.7 秒、東経 135 度 16 分 09.8 秒

イ 北緯 35 度 38 分 29.3 秒、東経 135 度 16 分 28.1 秒

ウ 北緯 35 度 38 分 17.7 秒、東経 135 度 16 分 17.5 秒

エ 北緯 35 度 38 分 28.7 秒、東経 135 度 15 分 58.8 秒

3 条件

なし

4 類似・新規の別

類似漁業権（現行免許内容のとおり）

(その16)

1 公示番号

京定第16号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
定置漁業	ぶり定置漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

与謝郡伊根町字亀島の地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯 35 度 39 分 39.5 秒、東経 135 度 17 分 58.4 秒

イ 北緯 35 度 39 分 22.3 秒、東経 135 度 18 分 14.3 秒

ウ 北緯 35 度 39 分 11.0 秒、東経 135 度 17 分 46.4 秒

エ 北緯 35 度 39 分 34.9 秒、東経 135 度 17 分 41.5 秒

オ 北緯 35 度 39 分 38.1 秒、東経 135 度 17 分 56.2 秒

3 条件

なし

4 類似・新規の別

類似漁業権（現行免許内容のとおり）



(その17)

1 公示番号

京定第17号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
定置漁業	ぶり定置漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

与謝郡伊根町字亀島の地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びアの各点を順次に結んだ線によって  
囲まれた区域

ア 北緯 35 度 39 分 18.5 秒、東経 135 度 18 分 05.2 秒

イ 北緯 35 度 39 分 04.8 秒、東経 135 度 18 分 19.1 秒

ウ 北緯 35 度 38 分 51.9 秒、東経 135 度 17 分 40.6 秒

エ 北緯 35 度 39 分 35.9 秒、東経 135 度 17 分 30.8 秒

オ 北緯 35 度 39 分 31.9 秒、東経 135 度 17 分 38.9 秒

カ 北緯 35 度 39 分 33.2 秒、東経 135 度 17 分 41.9 秒

キ 北緯 35 度 39 分 11.0 秒、東経 135 度 17 分 46.4 秒

3 条件

なし

4 類似・新規の別

類似漁業権（現行免許内容のとおり）

(その18)

1 公示番号

京定第18号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
定置漁業	ぶり定置漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

与謝郡伊根町字亀島の地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯 35 度 40 分 16.4 秒、東経 135 度 18 分 02.2 秒

イ 北緯 35 度 40 分 16.7 秒、東経 135 度 18 分 41.9 秒

ウ 北緯 35 度 40 分 36.6 秒、東経 135 度 18 分 38.0 秒

エ 北緯 35 度 40 分 34.2 秒、東経 135 度 18 分 04.5 秒

3 条件

なし

4 類似・新規の別

類似漁業権（現行免許内容のとおり）

(その19)

1 公示番号

京定第19号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
定置漁業	ぶり定置漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

与謝郡伊根町字新井の地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯 35 度 41 分 24.6 秒、東経 135 度 18 分 21.9 秒

イ 北緯 35 度 41 分 33.4 秒、東経 135 度 18 分 39.1 秒

ウ 北緯 35 度 41 分 25.7 秒、東経 135 度 19 分 02.2 秒

エ 北緯 35 度 41 分 07.7 秒、東経 135 度 18 分 53.0 秒

オ 北緯 35 度 41 分 19.4 秒、東経 135 度 18 分 18.0 秒

3 条件

なし

4 類似・新規の別

類似漁業権（現行免許内容のとおり）

(その20)

1 公示番号

京定第20号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
定置漁業	ぶり定置漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

与謝郡伊根町字新井の地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯 35 度 42 分 05.0 秒、東経 135 度 18 分 18.0 秒

イ 北緯 35 度 42 分 23.2 秒、東経 135 度 18 分 47.3 秒

ウ 北緯 35 度 42 分 07.4 秒、東経 135 度 19 分 01.2 秒

エ 北緯 35 度 41 分 49.0 秒、東経 135 度 18 分 31.8 秒

3 条件

なし

4 類似・新規の別

類似漁業権（現行免許内容のとおり）

(その21)

1 公示番号

京定第21号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
定置漁業	ぶり定置漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

与謝郡伊根町字本庄浜の地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯 35 度 43 分 57.7 秒、東経 135 度 17 分 07.7 秒

イ 北緯 35 度 44 分 08.1 秒、東経 135 度 17 分 40.4 秒

ウ 北緯 35 度 43 分 49.6 秒、東経 135 度 17 分 49.5 秒

エ 北緯 35 度 43 分 37.0 秒、東経 135 度 17 分 11.4 秒

3 条件

なし

4 類似・新規の別

類似漁業権（現行免許内容のとおり）

(その22)

1 公示番号

京定第22号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
定置漁業	ぶり定置漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

与謝郡伊根町字蒲入の地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯 35 度 45 分 33.7 秒、東経 135 度 15 分 23.5 秒

イ 北緯 35 度 45 分 46.1 秒、東経 135 度 15 分 54.2 秒

ウ 北緯 35 度 45 分 32.4 秒、東経 135 度 16 分 03.8 秒

エ 北緯 35 度 45 分 16.7 秒、東経 135 度 15 分 22.4 秒

3 条件

なし

4 類似・新規の別

類似漁業権（現行免許内容のとおり）

(その23)

1 公示番号

京定第23号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
定置漁業	ぶり定置漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

与謝郡伊根町字蒲入の地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯 35 度 45 分 48.8 秒、東経 135 度 14 分 44.2 秒

イ 北緯 35 度 46 分 14.5 秒、東経 135 度 15 分 12.7 秒

ウ 北緯 35 度 46 分 02.2 秒、東経 135 度 15 分 28.9 秒

エ 北緯 35 度 45 分 36.6 秒、東経 135 度 15 分 00.2 秒

3 条件

なし

4 類似・新規の別

類似漁業権（現行免許内容のとおり）

(その24)

1 公示番号

京定第24号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
定置漁業	ぶり定置漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

京丹後市網野町浜詰の地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯35度40分35.4秒、東経134度57分38.8秒

イ 北緯35度41分05.4秒、東経134度57分15.4秒

ウ 北緯35度41分16.3秒、東経134度57分31.2秒

エ 北緯35度40分42.7秒、東経134度57分50.1秒

3 条件

なし

4 類似・新規の別

類似漁業権（現行免許内容のとおり）



(その25)

1 公示番号

京定第25号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
定置漁業	ぶり定置漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

京丹後市網野町浜詰の地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯 35 度 41 分 05.4 秒、東経 134 度 57 分 15.4 秒

イ 北緯 35 度 41 分 25.6 秒、東経 134 度 56 分 54.5 秒

ウ 北緯 35 度 41 分 41.6 秒、東経 134 度 57 分 17.0 秒

エ 北緯 35 度 41 分 16.3 秒、東経 134 度 57 分 31.2 秒

3 条件

なし

4 類似・新規の別

類似漁業権（現行免許内容のとおり）

(その26)

1 公示番号

京定第26号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
定置漁業	ぶり定置漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

京丹後市久美浜町湊宮の地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯 35 度 39 分 33.0 秒、東経 134 度 53 分 50.7 秒

イ 北緯 35 度 40 分 08.2 秒、東経 134 度 54 分 03.6 秒

ウ 北緯 35 度 40 分 06.2 秒、東経 134 度 54 分 35.1 秒

エ 北緯 35 度 39 分 31.8 秒、東経 134 度 54 分 23.8 秒

3 条件

なし

4 類似・新規の別

類似漁業権（現行免許内容のとおり）

(その27)

1 公示番号

京定第27号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
定置漁業	ぶり定置漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

京丹後市久美浜町湊宮の地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- ア 北緯 35 度 40 分 08.2 秒、東経 134 度 54 分 03.6 秒
- イ 北緯 35 度 40 分 45.2 秒、東経 134 度 54 分 14.8 秒
- ウ 北緯 35 度 40 分 45.2 秒、東経 134 度 54 分 24.4 秒
- エ 北緯 35 度 40 分 37.7 秒、東経 134 度 54 分 22.4 秒
- オ 北緯 35 度 40 分 37.7 秒、東経 134 度 54 分 45.0 秒
- カ 北緯 35 度 40 分 06.2 秒、東経 134 度 54 分 35.1 秒

3 条件

なし

4 類似・新規の別

類似漁業権（現行免許内容のとおり）

## **第2 存続期間**

令和6年1月1日から令和10年12月31日まで

## **第3 免許予定日**

令和6年1月1日

第1 5次海区漁場計画案 (共同漁業権)

市町	計画案										現行免許 (令和5年末まで存続)			備考
	公示番号 (予定)	類似・新規 の別	漁業の種類			漁場の位置	関係地区	業案からの変更等	免許番号	第一種	第二種	第三種	第五種	
舞鶴市	京共第1号	類似	○	○	○	舞鶴市字田井の地先	舞鶴市字田井	第一種かめので漁業 を追加	京共第1号	○	○	○		
	京共第2号	類似	○	○	○	舞鶴市字成生の地先	舞鶴市字成生	第一種かめので漁業 を追加	京共第2号	○	○	○		
	京共第3号	類似	○	○	○	舞鶴市字野原の地先	舞鶴市字野原	第一種かめので漁業 を追加	京共第3号	○	○	○		
	京共第4号	類似	○	○	○	舞鶴市字小橋の地先	舞鶴市字小橋	第一種かめので漁業 を追加	京共第4号	○	○	○		
	京共第5号	類似	○	○	○	舞鶴市字三浜の地先	舞鶴市字三浜	第一種かめので漁業 を追加	京共第5号	○	○	○		
	京共第6号	類似	○	○	○	舞鶴市字小橋の地先 (葛島)	舞鶴市字小橋、字三浜	第一種かめので漁業 を追加	京共第6号	○	○	○		
	京共第7号	類似	○	○	○	舞鶴市字野原、字小橋、字三浜 の地先 (冠島)	舞鶴市字野原、字小橋、字三浜	第一種かめので漁業 を追加	京共第7号	○	○	○		
京共第8号	類似	○	○	○	舞鶴市字瀬崎、字西神崎及び 字東神崎の地先並びに舞鶴湾	舞鶴市 (字田井、字成生、字野原、 字小橋、字三浜を除く)	第一種かめので漁業 を追加 第三種くろだい願付 漁業を削除	京共第8号	○	○	○			
京共第9号	類似	○	○	○	舞鶴市字西神崎、字油江、 字浦江、字和江の地先 (由良川河口部東側)	舞鶴市 (字田井、字成生、字野原、 字小橋、字三浜を除く)	第一種かめので漁業 を追加 第三種くろだい願付 漁業を削除	京共第9号	○	○	○			
京共第10号	類似	○	○	○	宮津市字石浦、字由良の地先 (由良川河口部西側)	宮津市字石浦、字由良	第一種かめので漁業 を追加	京共第10号	○	○	○			
京共第11号	類似	○	○	○	宮津市字由良、字脇、字小寺、 字上司、字中津、字小田宿野、 字島陰、字田井の地先	宮津市字由良、字脇、字小寺、 字上司、字中津、字小田宿野、 字島陰、字田井	第一種かめので漁業 を追加	京共第11号	○	○	○			
京共第12号	類似	○	○	○	宮津湾	宮津市字矢原、字獅子、 字獅子崎、字波路、字鶴賀、 字漁師、字宮村、字万年、 字池ノ谷、字杉末、字文珠、 字江尻、字日置	第一種かめので漁業 を追加	京共第12号	○	○	○			
京共第13号	類似	○	○	○	宮津市字文珠の地先	宮津市字溝尻、字矢原、 字獅子崎、字波路、字鶴賀、 字漁師、字宮村、字万年、 字池ノ谷、字杉末、字文珠、 字江尻、字日置	第一種かめので漁業 を追加	京共第13号	○	○	○			
京共第14号	類似	○	○	○	与謝海 (阿蘇海)	宮津市字溝尻	第一種かめので漁業 を追加	京共第14号	○	○	○	○		
京共第15号	類似	○	○	○	宮津市字里波見、字長江、 字岩ヶ鼻、字大島	宮津市字里波見、字長江、 字岩ヶ鼻、字大島	第一種かめので漁業 を追加	京共第15号	○	○	○	○		



市町	計画案										現行免許(令和5年末まで存続)			備考	
	公示番号 (予定)	類似・新規 の別	漁業の種類					関係地区	業案からの変更等	免許番号			漁業の種類		
			第一種	第二種	第三種	第五種	第一種			第二種	第三種	第五種			
伊根町	京共第16号	類似	与謝郡伊根町字日出、字亀島の地先	与謝郡伊根町字日出、字平田、字亀島の地先	与謝郡伊根町字日出、字平田、字亀島	与謝郡伊根町字日出、字平田、字亀島	与謝郡伊根町字日出、字平田、字亀島	与謝郡伊根町字日出、字平田、字亀島	第一種かめので漁業を追加 第三種つきいそ漁業を削除	京共第16号	○	○	○		
	京共第17号	類似	与謝郡伊根町字大原、字新井、字泊、字津母の地先	与謝郡伊根町字新井、字泊、字津母の地先	与謝郡伊根町字新井、字泊、字津母	与謝郡伊根町字新井、字泊、字津母	与謝郡伊根町字新井、字泊、字津母	第一種かめので漁業を追加	京共第17号	○	○	○	○		
	京共第18号	類似	与謝郡伊根町字本庄浜、字野室の地先	与謝郡伊根町字本庄浜、字野室の地先	与謝郡伊根町字本庄浜、字野室	与謝郡伊根町字本庄浜、字野室	与謝郡伊根町字本庄浜、字野室	第一種かめので漁業を追加	京共第18号	○	○	○	○		
	京共第19号	類似	与謝郡伊根町字蒲入の地先	与謝郡伊根町字蒲入の地先	与謝郡伊根町字蒲入	与謝郡伊根町字蒲入	与謝郡伊根町字蒲入	第一種かめので漁業を追加	京共第19号	○	○	○	○		
	京共第20号	類似	与謝郡伊根町字蒲入の地先	与謝郡伊根町字蒲入の地先	与謝郡伊根町字蒲入	与謝郡伊根町字蒲入	与謝郡伊根町字蒲入		京共第20号	○	○	○	○		
京丹後市	京共第21号	類似	与謝郡伊根町字蒲入、京丹後市丹後町袖志の地先	与謝郡伊根町字蒲入、京丹後市丹後町袖志の地先	与謝郡伊根町字蒲入、京丹後市丹後町袖志	与謝郡伊根町字蒲入、京丹後市丹後町袖志	与謝郡伊根町字蒲入、京丹後市丹後町袖志	第一種かめので漁業を追加	京共第21号	○	○	○	○		
	京共第22号	類似	京丹後市丹後町の地先	京丹後市丹後町の地先	京丹後市丹後町、弥栄町、峰山町	京丹後市丹後町、弥栄町、峰山町	京丹後市丹後町、弥栄町、峰山町	第一種かめので漁業を追加 関係地区を修正	京共第22号	○	○	○	○		
	京共第23号	類似	京丹後市網野町の地先	京丹後市網野町の地先	京丹後市網野町三津、掛津、島津、網野、茂茂川、下岡、小浜、高橋、磯、塩江、浜詰、木津	京丹後市網野町三津、掛津、島津、網野、茂茂川、下岡、小浜、高橋、磯、塩江、浜詰、木津	京丹後市網野町三津、掛津、島津、網野、茂茂川、下岡、小浜、高橋、磯、塩江、浜詰、木津	第一種かめので漁業を追加 第一種あかもく漁業を追加	京共第23号	○	○	○	○		
	京共第24号	類似	京丹後市久美浜町の地先	京丹後市久美浜町の地先	京丹後市久美浜町	京丹後市久美浜町	京丹後市久美浜町	第一種かめので漁業を追加	京共第24号	○	○	○	○		
	京共第25号	類似	京丹後市久美浜町の地先	京丹後市久美浜町の地先	京丹後市久美浜町	京丹後市久美浜町	京丹後市久美浜町		京共第25号	○	○	○	○		
	京共第26号	類似	京丹後市久美浜町の地先	京丹後市久美浜町の地先	京丹後市久美浜町	京丹後市久美浜町	京丹後市久美浜町		京共第26号	○	○	○	○		
	京共第27号	類似	久美浜湾	久美浜湾	京丹後市久美浜町	京丹後市久美浜町	京丹後市久美浜町		京共第27号	○	○	○	○	○	





第 1 5 次海区漁場計画案 (区画漁業権)

市町	計画案										業業からの変更等	実行免許 (令和5年末まで存続)		備考
	公示番号 (予定)	類型・新規団体の別	団体の種類	漁業計画	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	関係地区	(漁地名)	免許番号		漁業の名称		
舞鶴市 (舞鶴港)	京区第1号	新規	団体	第一種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	舞鶴市字田井の地先	舞鶴市字田井	馬建	なし	京区第1号	わかめ養殖業	漁業名称を変更し、京区第1号として計画	
	京区第2号	新規	団体	第一種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	舞鶴市字田井の地先	舞鶴市字田井	田井	漁場区域を修正	京区第2号	かき垂下式養殖業	京区第2号を新設の上で計画から削除	
	京区第3号	類似	団体	第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から 翌年6月30日まで	舞鶴市字野原の地先		コトイ	なし	京区第3号	わかめ養殖業		
	京区第4号	類似	団体	第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から 翌年6月30日まで	舞鶴市字野原の地先		赤藤	なし	京区第4号	わかめ養殖業		
	京区第5号	新規	団体	第一種区画漁業	のり養殖業	10月1日から 翌年4月30日まで	舞鶴市字野原の地先			なし				
	京区第6号	類似	団体	第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から 翌年6月30日まで	舞鶴市字千歳の地先		小磯	なし	京区第5号	藻類養殖業		
	京区第7号	類似	団体	第一種区画漁業	二枚貝垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	舞鶴市字大丹生の地先		大丹生	なし	京区第6号	二枚貝垂下式養殖業		
	京区第8号	類似	団体	第一種区画漁業	二枚貝垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	舞鶴市字千歳の地先		火崎	なし	京区第7号	二枚貝垂下式養殖業		
	京区第9号	類似	団体	第一種区画漁業	二枚貝垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	舞鶴市字佐波賀の地先		佐波賀	なし	京区第8号	二枚貝垂下式養殖業		
	京区第10号	類似	団体	第一種区画漁業	二枚貝垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	舞鶴市字佐波賀の地先		佐波賀	なし	京区第9号	二枚貝垂下式養殖業		
	京区第11号	類似	団体	第一種区画漁業	二枚貝垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	舞鶴市字佐波賀の地先		ミヨシ崎	なし	京区第10号	二枚貝垂下式養殖業		
	京区第12号	類似	団体	第一種区画漁業	二枚貝垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	舞鶴市字平の地先		平	なし	京区第11号	二枚貝垂下式養殖業		
	京区第13号	類似	団体	第一種区画漁業	二枚貝垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	舞鶴市字長浜の地先		長浜	なし	京区第12号	二枚貝垂下式養殖業		
	京区第14号	類似	団体	第一種区画漁業	二枚貝垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	舞鶴市字長浜の地先		長浜	なし	京区第13号	二枚貝垂下式養殖業		
	京区第15号	類似	団体	第一種区画漁業	二枚貝垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	舞鶴市字長浜の地先		堀比須崎	なし	京区第14号	二枚貝垂下式養殖業		
	京区第16号	類似	団体	第一種区画漁業	二枚貝垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	舞鶴市字佐波賀の地先		戸島	なし	京区第15号	二枚貝垂下式養殖業		
	京区第17号	類似	団体	第一種区画漁業	二枚貝垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	舞鶴市字長浜の地先		白浜	なし	京区第16号	二枚貝垂下式養殖業		
	京区第18号	類似	団体	第一種区画漁業	二枚貝垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	舞鶴市字長浜の地先		白浜	なし	京区第17号	二枚貝垂下式養殖業		
	京区第19号	新規	団体	第一種区画漁業	二枚貝垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	舞鶴市字長浜の地先		白浜	漁場区域を修正				
	京区第20号	類似	団体	第一種区画漁業	二枚貝垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	舞鶴市字和田の地先		和田	漁場区域を修正	京区第18号	二枚貝垂下式養殖業		
	京区第21号	類似	団体	第一種区画漁業	二枚貝垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	舞鶴市字喜多の地先		小君	なし	京区第19号	二枚貝垂下式養殖業		
	京区第22号	類似	団体	第一種区画漁業	二枚貝垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	舞鶴市字吉田の地先		吉田	なし	京区第20号	二枚貝垂下式養殖業		
	京区第23号	類似	団体	第一種区画漁業	二枚貝垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	舞鶴市字吉田の地先		吉田	なし	京区第21号	二枚貝垂下式養殖業		
	京区第24号	類似	団体	第一種区画漁業	二枚貝垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	舞鶴市字府井の地先		サカツラ	なし	京区第22号	二枚貝垂下式養殖業		
	京区第25号	類似	団体	第一種区画漁業	二枚貝垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	舞鶴市字府井の地先		皆井	なし	京区第23号	二枚貝垂下式養殖業		



市町	計画案										備考	
	公示番号 (予定)	類似・新規 の別	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	関係地区	(漁場名)	変更等	現行免許 (令和5年まで存続)		
宮津市	京区第26号	類似	第一種区画漁業	二枚貝垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	宮津市字小田宿野の地先	宮津市 字石浦、字由良、字藤、 字中村、字小寺、 字上町、字藤丘、 字島松、字田井	小田宿野	漁場区域を修正	京区第24号	二枚貝垂下式養殖業	
			第一種区画漁業	魚類小網り式養殖業 (くろまぐろ 養殖業を除く)	1月1日から 12月31日まで	宮津市字小田宿野の地先	宮津市 字石浦、字由良、字藤、 字中村、字小寺、 字上町、字藤丘、 字島松、字田井	小田宿野	行徳見込みがなく 計画から削除 (案第27号)	京区第25号	魚類小網り式養殖業 (くろまぐろ 養殖業を除く)	類似漁業種として案案を決定
	京区第27号	類似	第一種区画漁業	二枚貝垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	宮津市字波路の地先	宮津市 字佐原、字柳子、 字藤子崎、字波路、 字藤原、字通師、 字宮村、字万年、 字旭ノ谷、字江尻、 字日置	波路	なし	京区第26号	二枚貝垂下式養殖業	
	京区第28号	類似	第一種区画漁業	二枚貝垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	宮津市字清尻の地先	字清尻	清尻	なし	京区第27号	二枚貝垂下式養殖業	
	京区第29号	類似	第一種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から 翌年6月30日まで	宮津市字長江の地先	宮津市 字大島、字岩ヶ鼻、 字長江、字里成見	長江	漁業の時期を修正	京区第28号	藻類養殖業	
	京区第30号	類似	第一種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から 翌年6月30日まで	宮津市字大島の地先		大島	漁業の時期を修正	京区第29号	藻類養殖業	
										京区第30号	藻類養殖業	漁業名称を案記し、新規漁業種として案案を決定
伊根町	京区第31号	類似	第一種区画漁業	魚類小網り式養殖業 (くろまぐろ 養殖業を除く)	1月1日から 12月31日まで	与謝郡伊根町字亀島の地先	与謝郡伊根町 字日出、字龜島	日出 (亀山)	行徳見込みがなく 計画から削除 (案第32号)	京区第31号	かき垂下式養殖業	行徳見込みがなく 案案を決定せず
	京区第32号	類似	第一種区画漁業	魚類小網り式養殖業 (くろまぐろ 養殖業を除く)	1月1日から 12月31日まで	与謝郡伊根町字亀島の地先		亀島 (亀山)	なし	京区第32号	魚類小網り式養殖業 (くろまぐろ 養殖業を除く)	
	京区第33号	類似	第一種区画漁業	魚類小網り式養殖業 (くろまぐろ 養殖業を除く)	1月1日から 12月31日まで	与謝郡伊根町字平田の地先		平田	なし	京区第33号	魚類小網り式養殖業 (くろまぐろ 養殖業を除く)	
	京区第34号	類似	第一種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	与謝郡伊根町字平田の地先		平田	なし	京区第34号	かき垂下式養殖業	
	京区第35号	類似	第一種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	与謝郡伊根町字亀島の地先	与謝郡伊根町 字日出、字龜島	亀島 (立石)	なし	京区第35号	かき垂下式養殖業	
	京区第36号	類似	第一種区画漁業	魚類小網り式養殖業 (くろまぐろ 養殖業を除く)	1月1日から 12月31日まで	与謝郡伊根町字亀島の地先		亀島 (立石)	なし	京区第36号	魚類小網り式養殖業 (くろまぐろ 養殖業を除く)	
	京区第37号	類似	第一種区画漁業	魚類小網り式養殖業 (くろまぐろ 養殖業を除く)	1月1日から 12月31日まで	与謝郡伊根町字亀島の地先		青島	なし	京区第37号	魚類小網り式養殖業 (くろまぐろ 養殖業を除く)	
京区第38号	類似	第一種区画漁業	くろまぐろ 小網り式養殖業	1月1日から 12月31日まで	与謝郡伊根町字亀島の地先		青島	なし	京区第38号	くろまぐろ 小網り式養殖業		



市町	計画案										備考		
	公示番号 (予定)	類似・新規 の別	団体・個別 の別	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	関係地区	(漁場名)	業法からの変更等		現行免許 (令和5年末まで存続)	
京区第38号	新規	団体	第一種区画漁業	磯類浅瀬雑菜	10月1日から 翌年6月30日まで	京丹後市丹後町竹野の地先	京丹後市丹後町竹野	竹野	なし	免許番号			
京区第39号	類似	団体	第一種区画漁業	かき垂下式養殖菜	1月1日から 12月31日まで	京丹後市久美浜町潮間の地先	京丹後市久美浜町	潮間	なし	京区第39号			
京区第40号	類似	団体	第一種区画漁業	かき垂下式養殖菜	1月1日から 12月31日まで	京丹後市久美浜町湊宮の地先		湊宮	なし	なし	京区第40号		
京区第41号	類似	団体	第一種区画漁業	二枚貝垂下式養殖菜	1月1日から 12月31日まで	京丹後市久美浜町湊宮の地先		湊宮	なし	なし	京区第41号		
京区第42号	類似	団体	第一種区画漁業	二枚貝垂下式養殖菜	1月1日から 12月31日まで	京丹後市久美浜町湊宮の地先		湊宮	なし	なし	京区第42号		
京区第43号	類似	団体	第一種区画漁業	かき垂下式養殖菜	1月1日から 12月31日まで	京丹後市久美浜町湊宮の地先		河内	なし	なし	京区第43号		
京区第44号	類似	団体	第一種区画漁業	かき垂下式養殖菜	1月1日から 12月31日まで	京丹後市久美浜町大向の地先		大向	なし	なし	京区第44号		
京区第45号	類似	団体	第一種区画漁業	魚類小別り式養殖菜 (くろまぐろ 養殖菜を除く)	1月1日から 12月31日まで	京丹後市久美浜町大向の地先		大向 (伊崎沖)	なし	なし	京区第45号		
											京区第45号	魚類小別り式養殖菜 (くろまぐろ 養殖菜を除く)	行先見込みがなく事業を断定せず

京丹後市



第15次海区漁場計画案（定置漁業権）

市町	計画案										現行免許 (令和5年末 まで存続)	備考		
	公示番号 (予定)	類似・新規 の別	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	(漁場名)	素案からの 変更等							
舞鶴市	京定第1号	類似	ぶり定置漁業	1月1日から12月31日まで	舞鶴市字田井の地先	馬建	なし	京定第1号						制限条件：欄外
	京定第2号	類似	ぶり定置漁業	1月1日から12月31日まで	舞鶴市字田井の地先	毛島	なし	京定第2号						
	京定第3号	類似	ぶり定置漁業	1月1日から12月31日まで	舞鶴市字成生の地先	風島	なし	京定第3号						
	京定第4号	類似	ぶり定置漁業	1月1日から12月31日まで	舞鶴市字成生の地先	小崎	なし	京定第4号						
								京定第5号						要望なし
	京定第5号	類似	ぶり定置漁業	1月1日から12月31日まで	舞鶴市字野原の地先	ナブ	なし	京定第6号						
	京定第6号	類似	いわし・あじ定置漁業	1月1日から12月31日まで	舞鶴市字三浜の地先	アミハの下	なし	京定第7号						
								京定第8号						要望なし
	京定第7号	類似	いわし・あじ定置漁業	1月1日から12月31日まで	舞鶴市字千歳の地先	博奕卯	なし	京定第9号						
	京定第8号	類似	いわし・あじ定置漁業	1月1日から12月31日まで	舞鶴市字千歳の地先	細迫	なし	京定第10号						
	京定第9号	類似	いわし・あじ定置漁業	1月1日から12月31日まで	宮津市字小田宿野の地先	無双	なし	京定第11号						
	京定第10号	類似	いわし・あじ定置漁業	1月1日から12月31日まで	宮津市字小田宿野の地先	大谷	なし	京定第12号						
	京定第11号	類似	いわし・あじ定置漁業	1月1日から12月31日まで	宮津市字田井の地先	赤礁	なし	京定第13号						
	京定第12号	類似	いわし・あじ定置漁業	1月1日から12月31日まで	宮津市字田井の地先	立壁	なし	京定第14号						
								京定第15号						抹消登録済
宮津市	京定第13号	類似	いわし・あじ定置漁業	1月1日から12月31日まで	宮津市字里波見の地先	象ヶ鼻	なし	京定第16号						
	京定第14号	類似	いわし・あじ定置漁業	1月1日から12月31日まで	宮津市字長江の地先	船揚場磯	なし	京定第17号						
	京定第15号	類似	いわし・あじ定置漁業	1月1日から12月31日まで	宮津市字長江の地先	船揚場沖	なし	京定第18号						





市町	計画案							現行免許 (令和5年未 まで存続)	備考
	公示番号 (予定)	類似・新規 の別	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	(漁場名)	素案からの 変更等		
伊根町	京定第 16 号	類似	ぶり定置漁業	1月1日から12月31日まで	与謝郡伊根町字亀島の地先	鋤崎磯	なし	京定第 19 号	
	京定第 17 号	類似	ぶり定置漁業	1月1日から12月31日まで	与謝郡伊根町字亀島の地先	鋤崎沖	なし	京定第 20 号	
	京定第 18 号	類似	ぶり定置漁業	1月1日から12月31日まで	与謝郡伊根町字亀島の地先	割磯	なし	京定第 21 号	
	京定第 19 号	類似	ぶり定置漁業	1月1日から12月31日まで	与謝郡伊根町字新井の地先	新井	なし	京定第 22 号	
	京定第 20 号	類似	ぶり定置漁業	1月1日から12月31日まで	与謝郡伊根町字新井の地先	沖磯	なし	京定第 23 号	
	京定第 21 号	類似	ぶり定置漁業	1月1日から12月31日まで	与謝郡伊根町字本庄浜の地先	沖磯2号	なし	京定第 24 号	
	京定第 22 号	類似	ぶり定置漁業	1月1日から12月31日まで	与謝郡伊根町字蒲入の地先	真嶋	なし	京定第 25 号	
京丹後市	京定第 23 号	類似	ぶり定置漁業	1月1日から12月31日まで	与謝郡伊根町字蒲入の地先	オテ	なし	京定第 26 号	
								京定第 27 号	抹消登録済
								京定第 28 号	抹消登録済
	京定第 24 号	類似	ぶり定置漁業	1月1日から12月31日まで	京丹後市網野町浜詰の地先	浜詰磯	なし	京定第 29 号	
	京定第 25 号	類似	ぶり定置漁業	1月1日から12月31日まで	京丹後市網野町浜詰の地先	浜詰沖	なし	京定第 30 号	
京定第 26 号	類似	ぶり定置漁業	1月1日から12月31日まで	京丹後市久美浜町漆宮の地先	漆磯	なし	京定第 31 号		
京定第 27 号	類似	ぶり定置漁業	1月1日から12月31日まで	京丹後市久美浜町漆宮の地先	漆沖	なし	京定第 32 号		

京定第1号制限条件

- (1) カ、キ、ク、ケ及びカの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域への垣網の設置は12月1日から翌年2月未までとしなければならない。  
(2) コ、ク、サ、シ、イ及びビコの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域への垣網の設置は1月1日から8月31日までとしなければならない。



第3号議案 公聴会の開催日程について

[理由]

京都府知事から諮問があった共同漁業権、区画漁業権及び定置漁業権の免許内容について、関係者の意見を聴くため、公聴会の期日等の設定について御審議をお願いします。

【公聴会の設定（案）】

○日時 令和5年8月3日（木）

14時00分から

○場所 京都府水産事務所 3階 研修室

[添付資料]

資料3 公聴会の開催案内（案）

[漁業法 第64条 第5項]

海区漁業調整委員会は、前項（海区漁場計画案の作成）の意見を述べようとするときは、あらかじめ、期日及び場所を公示して公聴会を開き、農林水産省令で定めるところにより、当該海区において漁業を営む者、漁業を営もうとする者その他の利害関係人の意見を聴かなければならない。



(案)

## 公聴会の開催について

- 1 開催日時 令和5年8月3日(木) 14時00分から
- 2 開催場所 京都府宮津市字小田宿野1029-3  
京都府水産事務所 3階 研修室
- 3 協議事項  
(1) 第15次漁場計画に係る共同漁業権、区画漁業権及び定置漁業権の設定について
- 4 その他  
公聴会において発言を希望される方は、事前に、当委員会事務局(0772)22-4438まで御連絡ください。

令和5年7月21日

京都海区漁業調整委員会

会 長 葭 矢 護



令和４年漁期「資源管理の状況等の報告」について

【内 容】

令和４年漁期の資源管理の状況等について、報告します。

【添付資料】

- 報告資料 1 - 1 令和４年漁期「資源管理の状況等の報告」  
について
- ” 2 法第90条第1項に定める報告事項に係る  
取りまとめ結果（共同・区画・定置漁業権  
一覧）
- ” 3 京都海区漁場連絡図（H31.1.1現在）





## 令和4年漁期「資源管理の状況等の報告」について

漁業法の改正に伴い、漁業権の行使状況及び資源管理の状況について年に1回以上京都府への報告が義務付けられ、その内容を踏まえて、同内容での免許更新の可否についても判断することとなりました。

この度、令和4年漁期（令和4年1～12月）における報告を取りまとめましたので、漁業法第90条第2項の規定により、京都府の意見を付して報告いたします。

### ① 共同漁業権について

- ・ 府内に27ある全ての共同漁業権において、適切な行使（漁獲・販売実績）や、行使状況が不十分であった場合でも合理的な理由であることが確認でき、また、法令の遵守や、資源管理の取組の実施等が確認できたことから、共同漁業権は「適切かつ有効」に活用されていると判断
- ・ 第1種共同漁業権について、最低でも年1回以上の行使や、行使がなくても合理的な理由があることを確認
- ・ 第2、3、5種共同漁業権については、第2、3、5種ごとに設定されるいずれかの漁法・魚種での行使が確認できるか、行使がない場合においても合理的な理由であることを確認

### ② 区画漁業権について

- ・ 府内に46ある区画漁業権のうち、第1、2、25、30、31、45号以外において、区画漁業権としての適切な行使や、行使状況が不十分であった場合でも合理的な理由であることが確認できるとともに、適切な漁具・薬品の使用等が確認できたことから、第1、2、25、30、31、45号以外は、「適切かつ有効」に活用されていると判断
- ・ 「適切かつ有効」と認められなかった6件については、免許者への聞き取り等の結果、2件は新規漁業権として魚種転換（第1号）や場所移動（第2号）することとし、4件（第25、30、31、45号）は廃止する予定

### ③ 定置漁業権について

- ・ 府内に30ある定置漁業権のうち、第5、8、15号以外において、定置漁業権としての適切な行使があることを確認するとともに、法令の遵守や、資源管理の取組の実施等が確認できたことから、第5、8、15号以外は、「適切かつ有効」に活用されていると判断
- ・ 適切な行使が認められなかった3漁業権のうち、第15号については令和4年4月に漁業権を廃止済みであり、第5、8号については、聞き取り調査により廃止する予定



法第90条第1項に定める報告事項に係る取りまとめ結果（共同漁業権一覽）

法第90条第1項に定める報告事項	国ガイドラインに基づき「適切かつ有効」と判断する事項	府への報告事項	京 共																											
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	
資源管理に関する取組	漁業関係法令の遵守状況 休漁日の設定、漁獲上限の設定、網目の拡大等の採捕の制限に関する取組の実施及び遵守の状況	漁業関係法令の遵守状況 資源管理の取組をしている	漁業関係法令違反による起訴事例がない (事例なし=○、事例あり=×) 法的・自主的規制又は資源状況の把握に取組んでいる=○、取り組んでいない=×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
漁場の活用状況	採獲日数	採獲や業種が可能な期間を相対程度利用している	水揚げ日数が80日以上(無刺青、栗田湾、宮津湾、阿蘇海、久英浜等は110日以上)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	漁獲量及び漁獲金額	漁獲量や業種が可能な期間を相対程度利用している	漁獲実績があること (実績がある=○、実績がない=×)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
その他必要な事項 (事業計画書、業務報告書、販売伝票、漁場改善計画、水産用医薬品の使用記録等)	行便料	行便料	行便規則に基づく行便料の徴収 (している=○、していない=×)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		漁具や養殖施設を配置するなどして他者の漁業生産活動を妨げない 漁場を持続的に利用できるよ、生産量等の項目を含む事業計画書等に基づき自らの事業を評価し、計画的に漁業の生産活動を行っている	他の漁業活動の妨害 切替行為がない (ない=○、ある=×) 当該年の漁業生産活動の評価と、それを踏まえた次年度計画が記載されている (記載がある=○、記載がない=×、決算後に提出予定=※)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

※1 第一種共同漁業権の漁業課目によっては公的・自主規制及び資源状況の把握の取組がされていないものがある  
(複数地区の漁業者が共同で行便する漁場については、重複する漁場の実績のうち水揚げ日数の少ない方を採用)

資源管理の状況等の報告	国チェックシートのみに記載がある「適切かつ有効」と判断する例	確認方法	京 共																												
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27		
資源管理の状況等の報告	漁業権の免許以降、法第90条第1項に基づき資源管理の状況等の報告を毎年行っている 法第72条に規定する「免許についての適格性」を有している 漁場紛争が起きていない又は漁場紛争の解決に向けて誠実に取り組んでいる 通常の漁業活動では想定されない廃棄物その他危険を及ぼすと認められるものを使用していない 漁場環境に影響を与えるような有害物質を流出させていない 漁場の全てを利用している	確認方法 報告の受理で確認 聞き取り等にて確認 聞き取り等にて確認 聞き取り等にて確認 聞き取り等にて確認 資源管理の状況等の報告により確認	「問題がない」又は「適切かつ有効に活用」と判断する基準 報告事項に漏れがない (漏れなし=○、漏れあり=×) 適格性がある (ある=○、ない=×) 該当事例がない (事例なし=○、事例あり=×) 該当事例がない (事例なし=○、事例あり=×) 該当事例がない (事例なし=○、事例あり=×) 該当事例がない (事例なし=○、事例あり=×) 漁業実績がある (採獲あり=○、採獲なし=×)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

法第91条第1項第2号の判断基準	上記内容を踏まえた評価	京 共																												
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27		
法第91条第1項第2号の判断基準	上記内容を踏まえた評価	「問題がない」又は「適切かつ有効に活用」と判断する基準 全ての項目が「○」又は基準をクリアしている (問題なし=○、条件付きで問題なし=△、問題あり=×)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

※2 水揚げ日数がクリアしていないが、これは資源状況が踏まえた自主規制が理由であるため問題ないと判断



法第90条第1項に定める報告事項に係る取りまとめ結果 (区画漁業権一覽)

Table with columns for report items (e.g., fishing gear, management measures, other matters) and a grid of 46 columns representing different districts (1-46). The table contains detailed text and symbols (O, X, △) indicating compliance status.

Table with columns for report items (e.g., fishing gear, management measures, other matters) and a grid of 46 columns representing different districts (1-46). This table appears to be a continuation or summary of the first table.

Table with columns for report items (e.g., fishing gear, management measures, other matters) and a grid of 46 columns representing different districts (1-46). This table appears to be a continuation or summary of the first table.

※1 漁法の取組期間がクリアしていないが、使用する種類の特性や、同じ系属する事項等の取組により、異なる期間の取組により、今後の取組の計画が立てられていること、[適切かつ有効]とはみなさない

※2 同をとりまとめを踏まえて取上等を検討

※3 場所取等により、今後の取組の計画が立てられていること、[適切かつ有効]とはみなさない

評価

上記内容を踏まえた評価



法第90条第1項に定める報告事項に係る取りまとめ結果 (定置漁業権一覧)

事項	法第90条第1項に定める報告事項	国がガイドラインに基づき報告する事項	国が「適切かつ有効」と判断する事項	所への報告事項	「問題がない」又は「適切かつ有効に活用」と判断する基準																															
					1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	29	30	31	32		
漁業管理に関する取組	漁業関係法令の遵守状況	漁業関係法令を遵守している	漁業関係法令を遵守している	漁業関係法令の遵守状況	漁業関係法令を遵守している	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
		休漁日の設定、漁獲上限の設定、網目の拡大等の採捕制限に関する取組の実施及び遵守の状況	漁業管理を適切に実施している	漁業管理の取組をしている	① 漁獲上限の設定、② 網目の拡大等の採捕制限に関する取組の実施、③ 漁獲量の制限、④ 漁獲量の削減等を行っている	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
漁場の活用状況	漁獲量及び漁獲金額	漁獲量	漁獲量	水揚げ日数	水揚げ日数が120日以上(養魚場、栗田浜、宮津浜、阿蘇浜、久米浜等は160日以上)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
		漁獲金額	漁獲金額	漁獲金額	漁獲金額があること(実額がある=○、実額がない=×)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
その他必要な事項 (事業計画書、業務報告書、漁用医薬品の使用記録等)	漁場の状況	漁場の状況	漁場の状況	漁場の状況	漁場の状況	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
		漁場の状況	漁場の状況	漁場の状況	漁場の状況	漁場の状況	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

事項	法第91条第1項第1号の判断基準	国が「適切かつ有効」と判断する基準	国が「適切かつ有効」と判断する基準	国が「適切かつ有効」と判断する基準	「問題がない」又は「適切かつ有効に活用」と判断する基準																															
					1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	29	30	31	32		
漁業管理の状況等の報告	漁業管理の状況等の報告	漁業管理の状況等の報告	漁業管理の状況等の報告	漁業管理の状況等の報告	漁業管理の状況等の報告	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		漁業管理の状況等の報告	漁業管理の状況等の報告	漁業管理の状況等の報告	漁業管理の状況等の報告	漁業管理の状況等の報告	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
法第91条第1項第1号の判断基準	漁業管理の状況等の報告	漁業管理の状況等の報告	漁業管理の状況等の報告	漁業管理の状況等の報告	漁業管理の状況等の報告	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		漁業管理の状況等の報告	漁業管理の状況等の報告	漁業管理の状況等の報告	漁業管理の状況等の報告	漁業管理の状況等の報告	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

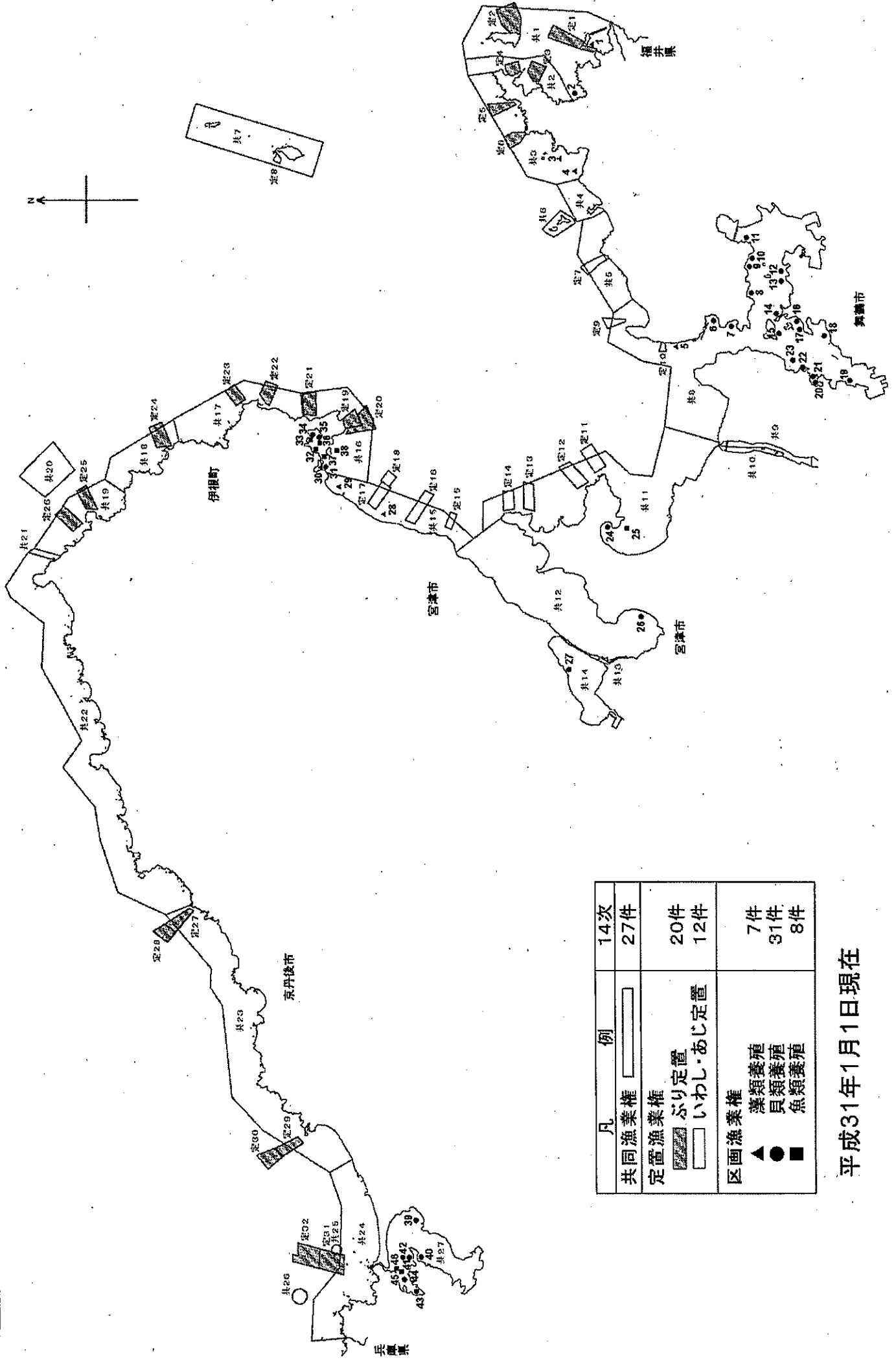
事項	法第91条第1項第2号の判断基準	国が「適切かつ有効」と判断する基準	国が「適切かつ有効」と判断する基準	国が「適切かつ有効」と判断する基準	「問題がない」又は「適切かつ有効に活用」と判断する基準																															
					1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	29	30	31	32		
漁業管理の状況等の報告	漁業管理の状況等の報告	漁業管理の状況等の報告	漁業管理の状況等の報告	漁業管理の状況等の報告	漁業管理の状況等の報告	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		漁業管理の状況等の報告	漁業管理の状況等の報告	漁業管理の状況等の報告	漁業管理の状況等の報告	漁業管理の状況等の報告	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

※1 水揚げ日数がクリアしていないが、これは漁場の定置網を運営する中での資源管理による資源が理由であるため問題ないと判断  
 ※2 聞き取り調査を踏まえて廃止を検討  
 ※3 令和4年4月に漁業権を廃止





京都海区漁場連絡図



凡 例	14次
共同漁業権	27件
定置漁業権	20件
ふり定置	12件
いわし・あじ定置	7件
藻類養殖	31件
貝類養殖	8件
魚類養殖	

平成31年1月1日現在

